

富士市 子どもの
未来サポートプラン



すべての子どもたちが
平等に夢や希望を持てるまち

はじめに



全ての子どもたちが心豊かに育つことができる環境を整備していくことは社会全体の責務であり、未来の富士市をつくることにも繋がる大変重要な基盤づくりにもなると考え、本市では、様々な取組を行ってまいりました。

核家族化や少子化が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもの貧困対策は、近年、注目を集める社会問題となっています。

今年度、国において、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する」という目的のもと、様々な取組を行うこととされています。

本市におきましても、平成30年度に「子どもの生活実態調査」を行い、その結果を基に、子どもの貧困対策に関する基本的な計画となる「富士市子どもの未来サポートプラン」を策定いたしました。本計画は、基本理念を「すべての子どもたちが平等に夢や希望を持てるまち」とし、安心して心豊かに成長できるよう子どもの貧困対策事業を総合的に推進するものであります。この計画の策定を機に、子どもの貧困対策事業をさらに充実させるとともに、困難を抱える子どもたちを早期に発見し、適切な支援に結びつくよう、体制整備を行ってまいります。

本計画を遂行していくためには、子どもやその家族に関係する市民、保育園・幼稚園等や学校、団体、事業者及び行政機関が連携し、必要な支援を継続していくことが重要となります。市民の皆様には今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました富士市子どもの未来サポート懇話会の皆様をはじめ、実態調査等にご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

富士市長 小長井 義正

富士市子どもの未来サポートプラン

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子どもの貧困とは	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画策定の経過	3
(1) 子どもの生活実態調査	3
(2) 団体等アンケート調査	3
(3) 各種会議	4
(4) パブリック・コメントの実施	4
第2章 生活困難世帯の子どもを取り巻く状況	5
1 国・静岡県の動向	5
(1) 国の動向	5
(2) 静岡県の動向	7
2 富士市の現状と課題	8
(1) 富士市の全体的な状況（統計データ）	8
(2) 生活困難な保護者と子どもの状況（子どもの生活実態調査）	12
(3) 生活困難な世帯への対応（団体等アンケート調査）	26
(4) 課題の整理	31
第3章 施策の体系と展開	33
1 基本理念	33
2 施策の体系	34
3 計画の指標	35
4 施策の展開	36
基本目標1 教育の支援	36
基本目標2 生活の支援	41
基本目標3 保護者に対する就労支援	48
基本目標4 経済的支援	51

基本目標5 支援体制の整備	53
子どもの成長ステージに即した支援	57

第4章 計画の推進.....59

1 推進体制	59
(1) 子どもの未来サポートプラン推進委員会	59
(2) 富士市子ども・子育て会議	59
2 進行管理	59

資料編61

1 富士市子どもの貧困対策計画策定委員会 設置要領	62
2 富士市子どもの貧困対策検討委員会 設置要領	63
3 富士市子どもの貧困対策計画策定委員会・検討委員会 委員名簿	64
4 富士市子どもの未来サポート懇話会 設置要領	65
5 富士市子どもの未来サポート懇話会 構成員名簿	67
6 子どもの貧困対策の推進に関する法律	68
7 用語解説	70

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査の結果(平成 27 年度調査結果)」によれば、子どもの貧困率は、一定程度の改善が見受けられるものの、その割合は 13.9%と7人に1人の子どもが貧困状態にあり、特にひとり親家庭では、50%以上が該当しているという結果となっています。

また、家庭の貧困状態が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

こうした状況の中、本市では、これまでも、子どもの貧困対策は子育て支援施策の重要な柱の一つであるという認識に立ち、本市における子どもの貧困に関する事業の整理と推進を図ってきました。

全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境に関わらず、夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの実態を把握し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、「富士市子どもの未来サポートプラン」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 子どもの貧困とは

本計画における「子どもの貧困」は、いわゆる相対的貧困を指します。

貧困について考えるにあたって、絶対的貧困と相対的貧困の二つに分ける考え方があります。「貧困」という言葉を聞いてよくイメージされるのは発展途上国などに暮らす、家もなく、食べ物もままならないような生活の最低限度を下回る状態ですが、こうした状態にあることを「絶対的貧困」といいます。

一方の、「相対的貧困」とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態をいいます。例えば、日本では、家もあり、毎日食べられる食事もありますが、勉強できるスペースがなかったり、菓子パンやインスタント麺ばかりの食事では栄養が偏ってしまっていたり、高等学校等へ経済的事情により進学できないといった状態が考えられます。

このように、学習環境が整えられていない、健康な食生活や生活習慣が送れていないなどの状態にある子どもたちは、周囲と比べて学習意欲ややる気、自己肯定感などが低下してしまうおそれがあります。そうした子どもたちが、不登校やひきこもりになってしまったり、進学や就職を断念してしまうなどで、将来、大人になって家庭を築いたときに、その家庭もまた貧困状態に陥ってしまうことも懸念されます。

そのため、本計画では、経済的な側面のみならず、学習や健康など多方面から支えていく必要があると考え、子どもの貧困に相対的な視点を持って対応し、適切な支援につなげていきます。

また、本計画では、国や県の動向に関する内容を除き、こうした状態にあることを「生活困難」と表記します。

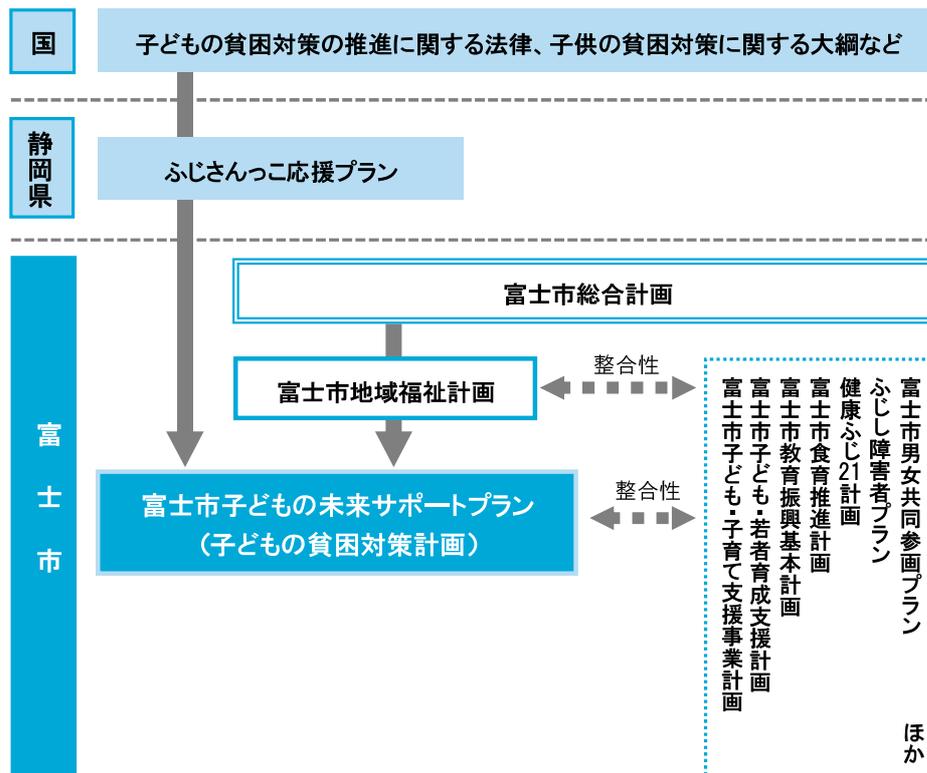
3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の規定及び国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、「子どもの貧困対策計画」として位置付けるものです。

また、本計画は、静岡県「ふじさんっこ応援プラン」を踏まえるとともに、本市の実情に応じた施策の策定に関する計画とします。

さらに、本計画は、市政運営の基本方針である「富士市総合計画」を基礎とし、「富士市地域福祉計画」、「富士市子ども・子育て支援事業計画」のほか、福祉、教育等、各種分野の計画との連携を図り、切れ目のない支援体制を確立することで、子どもの貧困対策を一体的、総合的に推進していきます。

▼計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6か年とします。

また、社会情勢の変化等を踏まえて、状況に応じて見直します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富士市総合計画	第五次計画	第六次計画(前期計画) 令和3年度から令和7年度				
富士市子どもの未来サポートプラン	令和2年度から令和7年度までの6か年計画					
第二期富士市子ども・子育て支援事業計画	第二期計画 令和2年度から令和6年度					第三期計画

5 計画策定の経過

(1) 子どもの生活実態調査

① 調査の目的

富士市では、より安心して子どもを育てるために必要な取組を検討するに当たり、子どものいる家庭の生活状況や子どもの様子、また、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するため調査を実施しました。

② 調査の方法

- 調査対象：富士市内の公立小・中学校に通う小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者
- 調査期間：平成30年9月25日～10月5日
- 調査方法：学校を通じて配付・回収

③ 調査の結果

- 配付・回収状況：

	配付数	回収数	回収率
小学5年生保護者票	2,327票	2,207票	94.8%
中学2年生保護者票	2,327票	2,062票	88.6%
小学5年生子ども票	2,327票	2,254票	96.9%
中学2年生子ども票	2,327票	2,168票	93.2%

(2) 団体等アンケート調査

① 調査の目的

富士市内で子どもに関する活動や事業を実施している団体等が日頃の現場で支援・対応している具体的な対象やその実態、団体等の悩みや困りごと等の実態を把握するため調査を実施しました。

② 調査の方法

- 調査対象：富士市内の団体、事業所、機関
- 調査期間：平成30年11月～12月
- 調査方法：団体等への直接配付・回収

③ 調査対象団体等と回収状況

- アンケート調査票回収状況：

項目	主な調査対象	回答票数
幼稚園・保育園・認定こども園	市内の幼稚園、保育園、認定こども園	57票
小学校	市内の小学校	26票
中学校	市内の中学校	14票
団体・活動	青少年相談センター、こども食堂、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、主任児童委員、社会福祉協議会 他	53票
福祉関係	放課後児童クラブ、子育て支援センター、こども療育センター、こども未来課、こども家庭課、ファミリー・サポート・センター 等	32票
合計		182票

(3) 各種会議

富士市では、「子どもの未来サポート懇話会」において学識経験者及び関係団体、一般市民から意見を伺い、「子どもの貧困対策検討委員会」において本計画を検討し、「子どもの貧困対策計画策定委員会」によって計画策定等について審議しました。

● 各種会議開催概要：

※表中表記：「子どもの未来サポート懇話会」=懇話会、「子どもの貧困対策検討委員会」=検討委員会、「子どもの貧困対策計画策定委員会」=策定委員会

開催月日	会議	概要
5月23日(木)	第1回検討委員会	・関連事業の進捗状況報告 ・子どもの生活実態調査結果について ・子どもの貧困対策計画策定について
6月13日(木)	第2回検討委員会 第1回策定委員会	・子どもの貧困対策計画策定について ・スケジュールについて ・子どもの生活実態調査結果について ・支援者アンケート調査結果について ・事業調査票について ・子どもの貧困対策計画(骨子案)について
6月24日(月)	第1回懇話会	・子どもの貧困対策計画策定について ・懇話会について ・子どもの貧困について ・子どもの生活実態調査結果について ・支援体系一覧について ・今後のスケジュールについて
7月16日(火)	第3回検討委員会	・検討委員会委員からの提案、意見について ・新規事業及び拡充事業(案)について ・子どもの貧困対策計画(素案)について
7月26日(金)	第2回懇話会	・検討委員会委員からの提案、意見について ・他市で実施されている事業について ・国、県、市の事業一覧 ・子どもの貧困対策計画(素案)について
8月20日(火)	第4回検討委員会	・新規事業及び拡充事業(案)について ・子どもの貧困対策計画(素案)について ・指標(案)について
10月10日(木)	第3回懇話会	・計画名称及び基本理念の決定について
10月29日(火)	第5回検討委員会 第2回策定委員会	・子どもの未来サポートプラン(案)について ・パブリック・コメントまでのスケジュールについて

(4) パブリック・コメントの実施

富士市では、本計画について市民から広く意見を聴取する場の一つとして、パブリック・コメントを実施し、集められた意見を踏まえた計画としました。

- 募集期間：令和元年12月13日～令和2年1月15日
- 公開方法：広報ふじ、ウェブサイト、こども家庭課、各まちづくりセンター及び中央図書館での閲覧、報道提供
- 提出件数：7件

第2章

生活困難世帯の子どもを取り巻く状況

1 国・静岡県の動向

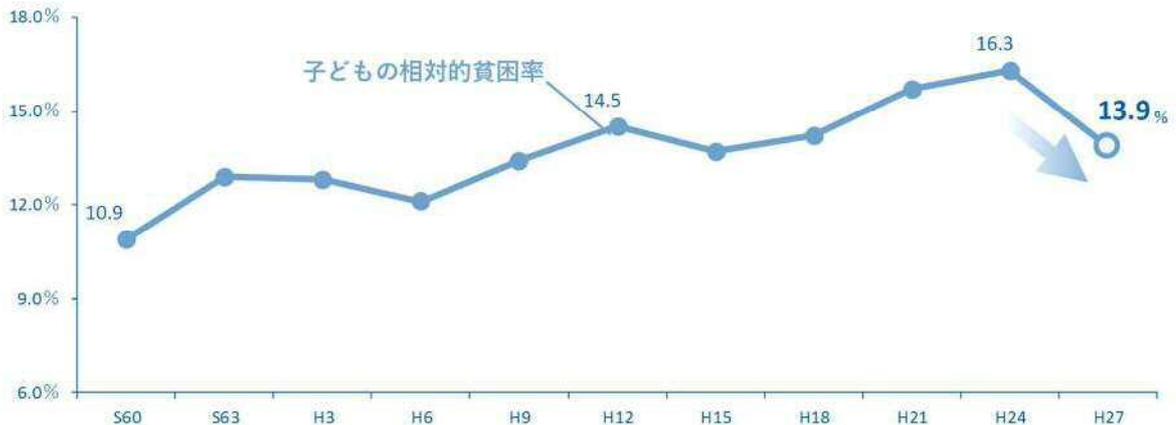
(1) 国の動向

相対的貧困率でみる日本の状況

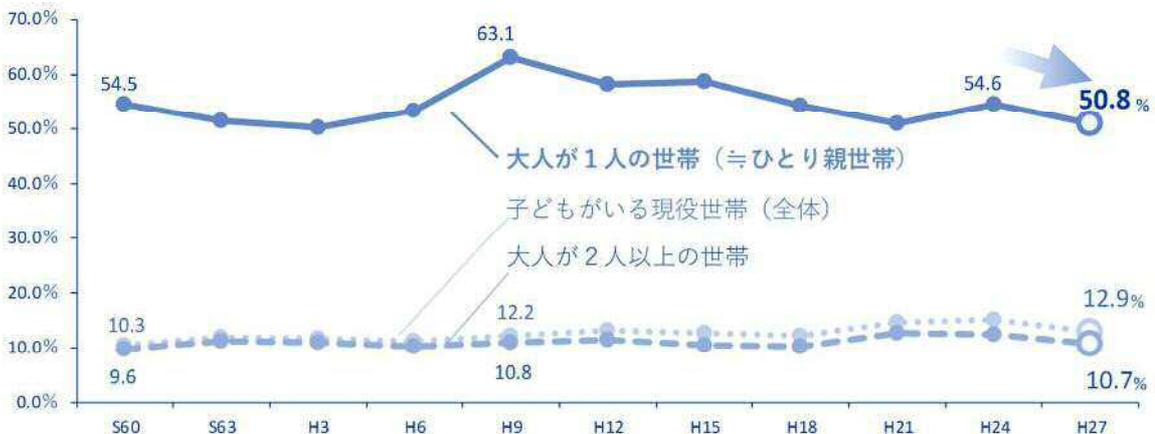
日本における「子どもの相対的貧困率」はおおむね上昇傾向にありましたが、平成27年には減少し、13.9%となりました。しかし、減少したとはいえ、いまだにほぼ7人に1人が貧困状態であり、これは、仮に小中学校の1クラスを30人と仮定すると、クラスに約4人の割合で貧困状態の子どもがいるかもしれないということになります。

また、平成27年の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%で、そのうち、大人が1人の世帯では50.8%にも跳ね上がり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

▼日本の子どもの相対的貧困率



▼大人が1人の世帯（≒ひとり親世帯）の相対的貧困率



※相対的貧困率:OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

法整備・大綱について

子どもの貧困に対する社会的な問題意識の高まりの中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」）が閣議決定されました。大綱では子どもの貧困に関する指標が設定され、その指標の改善に向けた当面の重点施策が示されています。

子供の貧困対策に関する大綱より

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定する。

施策の効果等を検証・評価するため、 子供の貧困に関する指標を設定

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の就職率
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- 就学援助制度に関する周知状況
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子供の貧困率
- 子供がいる現役世帯のうち大人が 1 人の貧困率

指標の改善に向けての、 子供の貧困対策に関する当面の重点施策

1 教育の支援

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援

2 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子供の生活支援
- (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4) 子供の就労支援
- (5) 支援する人員の確保等
- (6) その他の生活支援

3 保護者に対する就労の支援

4 経済的支援

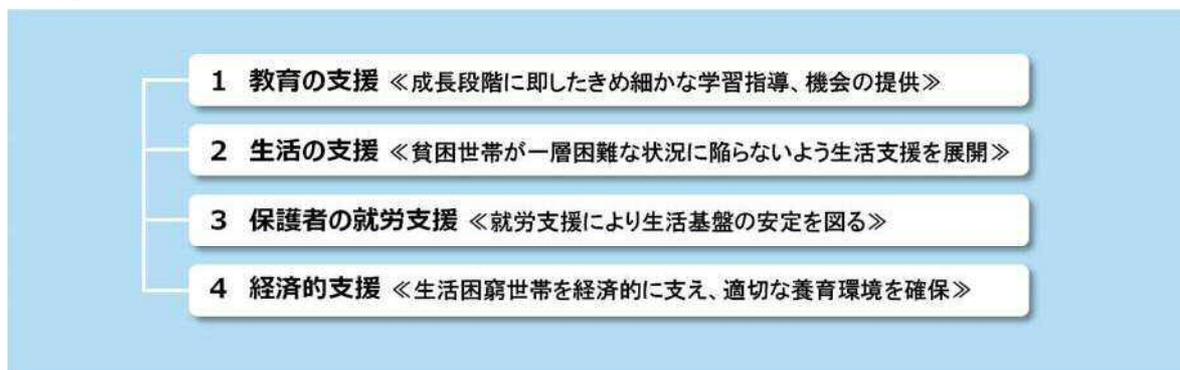
5 その他

出典：平成 26 年 8 月閣議決定「子供の貧困対策に関する大綱」より

(2) 静岡県の動向

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、静岡県の「ふじさんっこ応援プラン」の別冊として、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画が策定されました。平成29年度には、数値目標や参考指標の推移の状況を評価する評価書が策定されました。

▼施策体系



▼数値目標の項目

施策項目	数値目標名	数値目標の意味 (出典、調査期間等)	基準値	目標値
教育の支援	スクールソーシャルワーカーの配置 (小中学校)	各市町へのスクールソーシャルワーカー配置数 (県義務教育課調査)	4市3町及び教育事務所 (計2か所) 13人 (平成26年度)	43人
生活の支援	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	生活保護世帯の中学校卒業者のうち高等学校等に進学した者の割合 (厚生労働省「就学支援等の状況調査」)	83.6% (平成26年度)	本県の全体平均を目指す 98.6%
保護者の就労支援	ひとり親の就職率	ひとり親の当年度における就職率 (※県こども家庭課調査)	34.9% (平成27年度)	43.7%
経済的支援	ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度	ひとり親家庭実態調査における福祉施策の認知度 (※県こども家庭課調査)	経済的支援制度認知状況 (平成26年度)	現状以上

※平成26年度に実施された「ひとり親家庭の実態調査」結果の掲載内容
出典:平成29年度 静岡県子どもの貧困対策計画 評価書

2

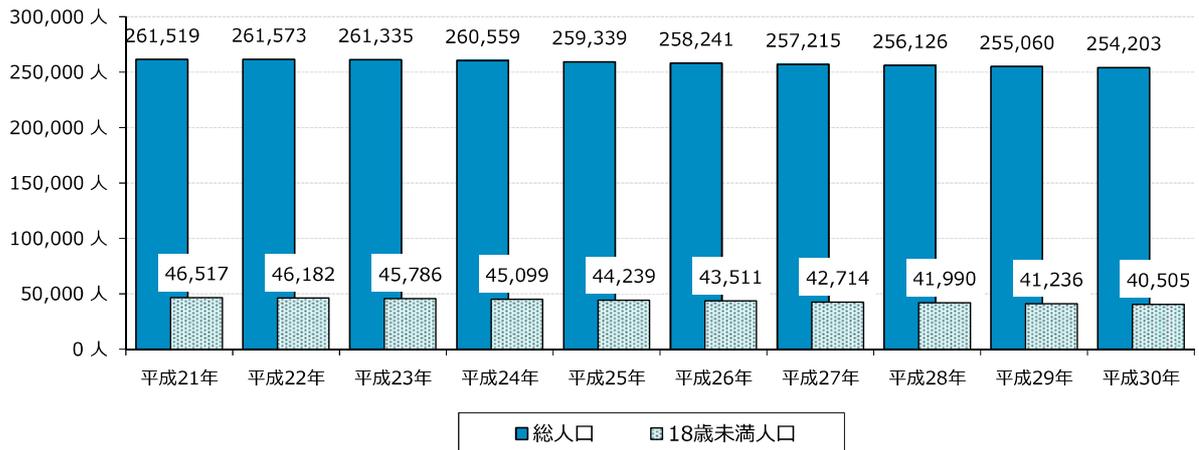
富士市の現状と課題

(1) 富士市の全体的な状況（統計データ）

① 総人口と18歳未満人口の推移

富士市の総人口は、平成23年から減少傾向にあり、平成30年は254,203人となっています。
また、18歳未満人口は平成22年から同様に減少傾向にあり、平成30年は40,505人で、総人口における割合は15.9%となっています。

富士市 総人口と18歳未満人口の推移

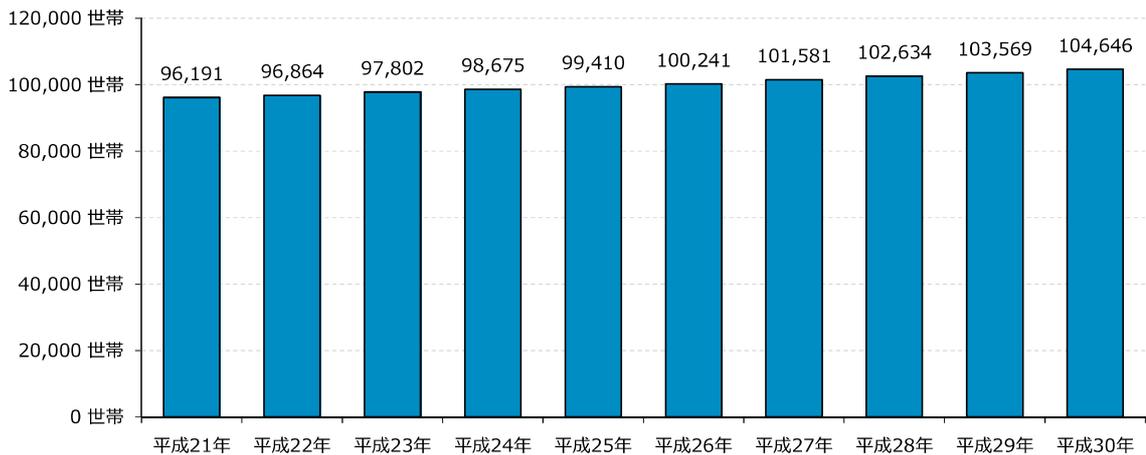


出典：住民基本台帳 各年4月1日現在

② 世帯数の推移

富士市の世帯数は、平成21年から増加傾向にあり、平成30年は104,646世帯となっています。

富士市 世帯数の推移



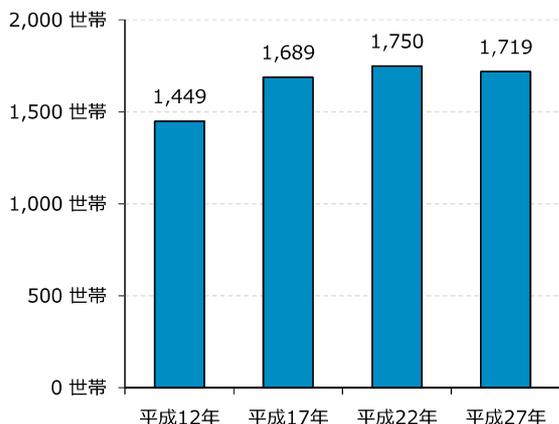
出典：住民基本台帳 各年4月1日現在

③ ひとり親世帯数の推移

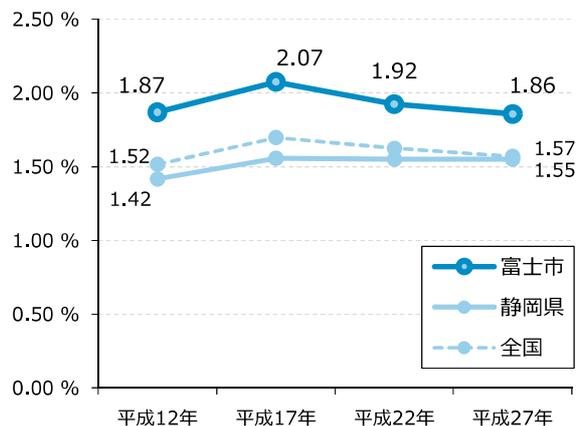
母子世帯と父子世帯の世帯数の合計をひとり親世帯数としてみると、富士市のひとり親世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加傾向にあります。平成27年には減少して1,719世帯となっています。

また、富士市のひとり親世帯の割合は、静岡県・全国よりもわずかに高い割合で推移しており、平成27年は1.86%となっています。

富士市 ひとり親世帯数の推移



富士市・静岡県・全国のひとり親世帯割合の推移

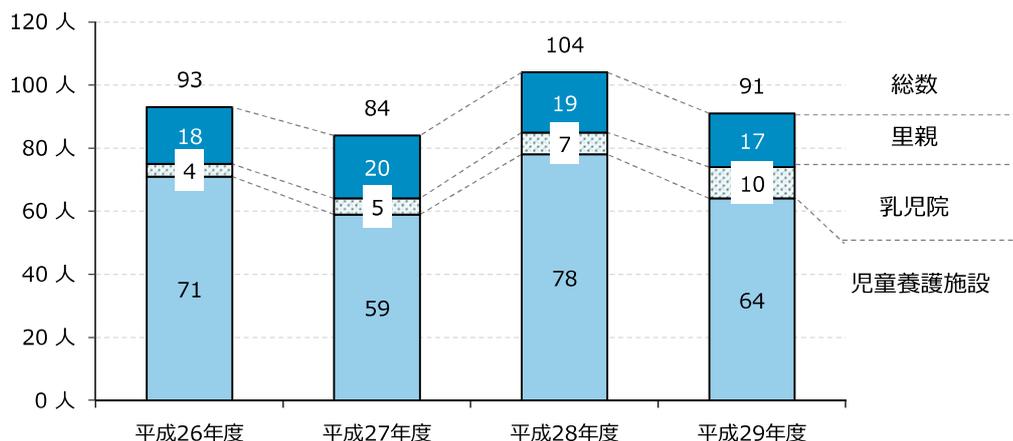


出典：統計センターしずおか 各年10月1日現在

④ 富士市の社会的養護対象児童数の推移

富士市の社会的養護の対象となる児童数は、平成26年度から80人以上で推移しており、年度によって総数は増減しています。平成29年度は、総数91人で、内訳は、里親が17人、乳児院が10人、児童養護施設が64人となっています。

富士市 社会的養護対象児童数の推移

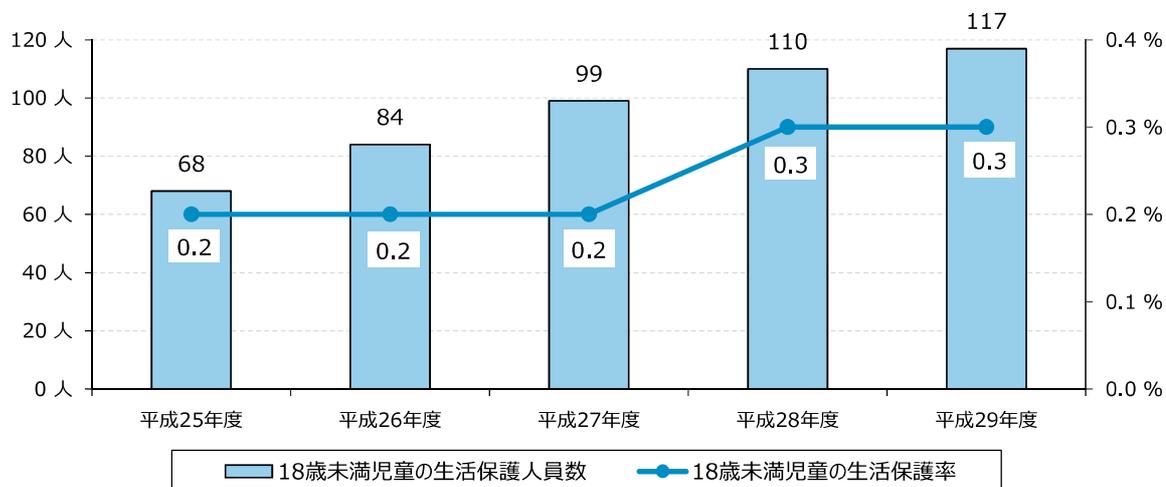


出典：市データ

⑤ 富士市の18歳未満児童の生活保護人員数及び生活保護率の推移

富士市の18歳未満児童の生活保護人員数及び生活保護率は、平成25年度以降、増加傾向にあり、平成29年度は、生活保護人員数117人、生活保護率0.3%となっています。

富士市 18歳未満保護人員数、保護率の推移

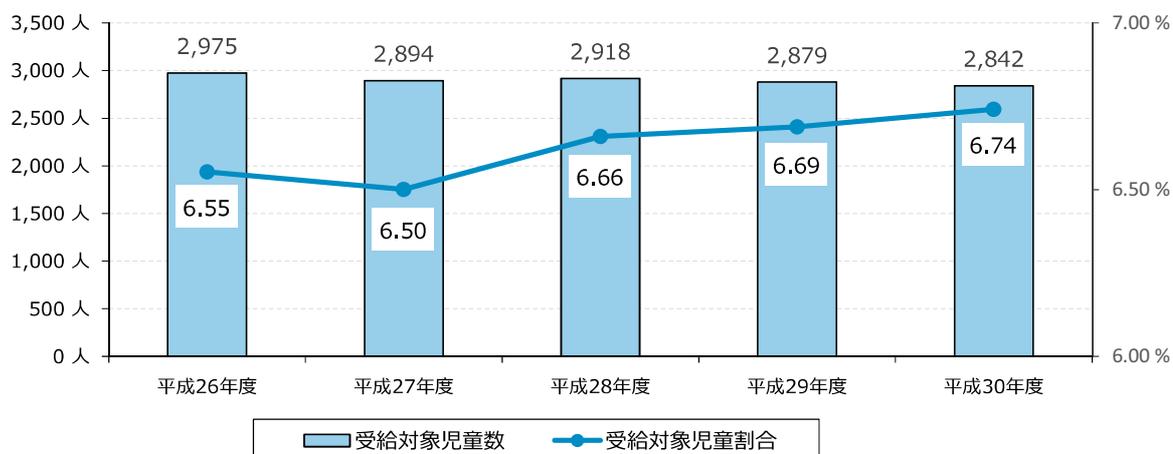


出典：市データ

⑥ 富士市の児童扶養手当支給対象児童数及び18歳以下の全児童における児童扶養手当受給対象児童割合の推移

富士市の児童扶養手当支給対象児童数は、平成26年度から平成30年度までの動向をみると、平成28年度ではわずかに増加していますが、以降はわずかに減少傾向にあり、平成30年度では2,842人となっています。一方、18歳以下の全児童における児童扶養手当受給対象児童の割合をみると、平成27年度から平成30年度にかけてわずかに増加傾向にあり、平成30年度では6.74%となっています。

富士市 児童扶養手当受給対象児童数及び18歳以下の全児童における児童扶養手当受給対象児童割合の推移

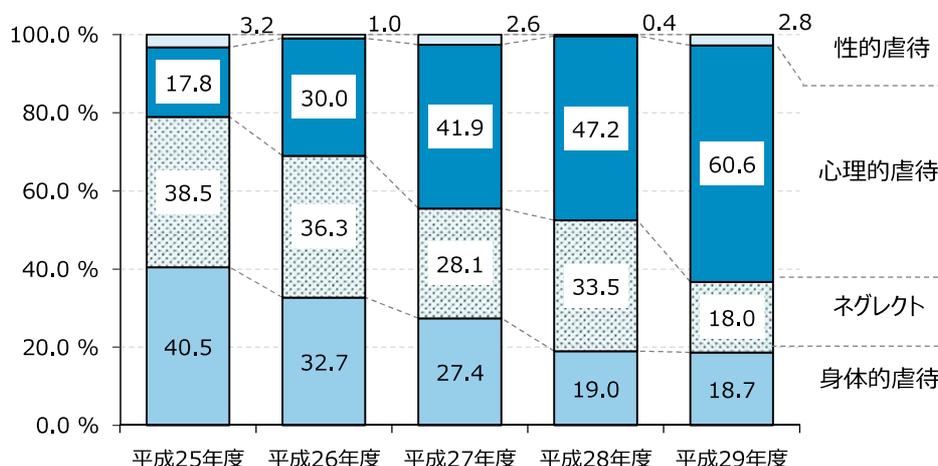


出典：市データ（児童扶養手当受給対象児童：各年度3月末現在で、18歳以下の全児童数はその翌年度4月1日現在）

⑦ 富士市の児童虐待相談件数の推移

富士市の児童虐待相談件数割合を相談内容別にみると、平成 25 年度以降、心理的虐待の割合が増加しており、平成 29 年度では性的虐待が 2.8%、心理的虐待が 60.6%、ネグレクトが 18.0%、身体的虐待が 18.7%となっています。

富士市 相談内容別児童虐待相談件数割合の推移



出典：市データ

富士市の全体的な状況における課題

● 家族形態の変化による地域での世帯の孤立化

富士市の総人口及び 18 歳未満の人口は年々減少していますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。また、ひとり親世帯数の近年の動向もおおむね増加傾向にあります。こうしたことから、家族の単位は小さくなり、その形態は様々であることが考えられ、地域で孤立してしまったり、相談先がない世帯が今後も増えていく可能性がうかがえます。

● 支援が必要な子どもは依然減らない

児童養護施設に入所している子どもや、里親のもとにいる子どもなどの社会的養護対象児童数は、近年大きな増減はなく、また、生活保護を受給している 18 歳未満の児童数はわずかに増加しています。少子化が進行する中、依然ある一定数いる、支援が必要な子どもへの継続した切れ目ない支えが求められます。

(2) 生活困難な保護者と子どもの状況（子どもの生活実態調査）

子どもの生活実態調査における「生活困難度」について

① 本調査における「生活困難」とは

本調査では、対象世帯を「困窮層」、「周辺層」、「一般層」の三つに分類しています。そのうち、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」とし、それ以外の層を「一般層」とした場合に、「生活困難層」の世帯の状況を「生活困難」と表します。

② 生活困難度判定

子どもの生活実態調査アンケート調査において、三つの要素に該当する世帯及びその子どもを把握するための三つの設問を保護者票に設け、それぞれに該当する世帯の抽出を行いました。

要素①「低所得」では、世帯の可処分所得を把握する調査結果を基に、厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満(等価可処分所得の中央値 244 万円×50%=122 万円をベースとした世帯数ごとの低所得基準)の世帯が該当。

要素②「子どもの体験や所有物の欠如」では、子どもの体験や所有物などに関する 15 項目^{※1}のうち、3つ以上を回答した世帯が該当。

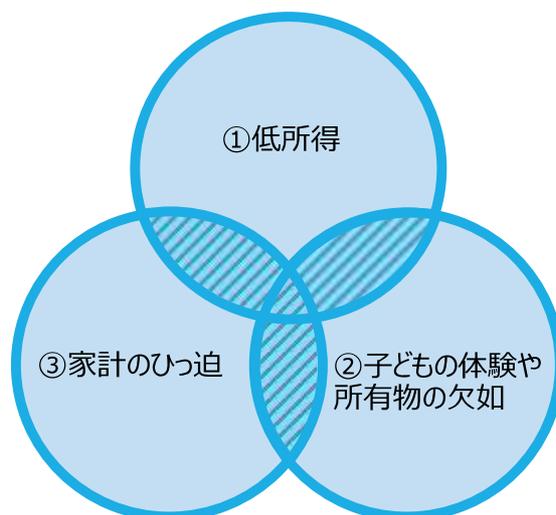
要素③「家計のひっ迫」では、経済的な理由で公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの5項目^{※2}で「何度かあった」、「頻繁にあった」を1つ以上回答した世帯が該当。

③ 困窮層、周辺層、一般層の判定

三つの要素のうち、二つ以上の要素に該当する世帯を「困窮層」、いずれか一つの要素に該当する世帯を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない世帯を「一般層」と判定しました。

▼生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	二つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか一つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



※1 子どもの体験や所有物などに関する 15 項目：

「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「スポーツ観戦や映画館等に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」ことが金銭的な理由で「できない」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」、「学習塾に通わせる（または、家庭教師に来てもらう）」、「お誕生日のお祝いをする」、「クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる」、「子どもの年齢に合った本を買う」、「子ども用のスポーツ用品・おもちゃを買う」、「子どもが自宅で宿題をする場所を用意する」が経済的に「できない」ものを示します。

※2 経済的な理由で公共料金等の滞納や食料・衣類を買えなかった経験などの5項目：

「必要な食料が買えなかった」、「必要な服が買えなかった」、「電気・ガス・水道料金を滞納した」、「電話料金を滞納した」、「家賃を滞納した」の5項目を示します。

④ 生活困難層の割合

生活困難層の割合は、本計画における主たる支援対象である子どもの生活困難層の割合を掲載しています。

子どもの生活困難層の割合は、まず、保護者票の調査結果から困窮層、周辺層、一般層の対象票を抽出し、それぞれの対象票に紐づく子ども票を、子どもの困窮層、周辺層、一般層としたときの割合を示します。

子どもの生活困難層の割合は、困窮層が 7.2%、周辺層が 10.2%、一般層が 63.4%、不明が 19.2%となっています。

なお、不明を除いた割合は、困窮層が 8.9%、周辺層が 12.7%、一般層が 78.5%となっています。

▼子ども票の生活困難層の割合

		困窮層	周辺層	一般層	不明 ^{※3}
小学5年生 子ども票	該当票数	152票	229票	1,517票	356票
	割合 ^{※4}	6.7%	10.2%	67.3%	15.8%
中学2年生 子ども票	該当票数	164票	224票	1,285票	495票
	割合 ^{※4}	7.6%	10.3%	59.3%	22.8%
全体	該当票数	316票	453票	2,802票	851票
	割合 ^{※4}	7.2%	10.2%	63.4%	19.2%

⑤ 調査結果の見方

- 集計結果のグラフは、集計結果のうち、特徴的な結果のみ抜粋して掲載しています。
- 集計結果では、困窮層、周辺層、一般層のみとし、「不明」を除外した票数に基づく割合を表しています。
- 生活困難度を判定するための設問で無回答のため、判定不能としたものがあります。そのため、困窮層、周辺層、一般層の合計は全体数と同数ではありません。
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記する。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表しています。
- 設問文を一部省略して表記している場合があります。
- グラフ及び文章中で選択肢を一部省略している場合があります。
- クロス集計グラフでは、見やすさを優先し「0.0」の数値表示を省略しているものがあります。

※3 不明：

困窮層、周辺層、一般層は、生活困難を定義づける3つの要素に基づき該当者を抽出したのですが、この3つの要素を把握するための3つの設問のいずれか1つでも無効の回答があった票を「不明」としています。

※4 割合：

端数処理の関係で、割合の合計が100%にならない場合があります。

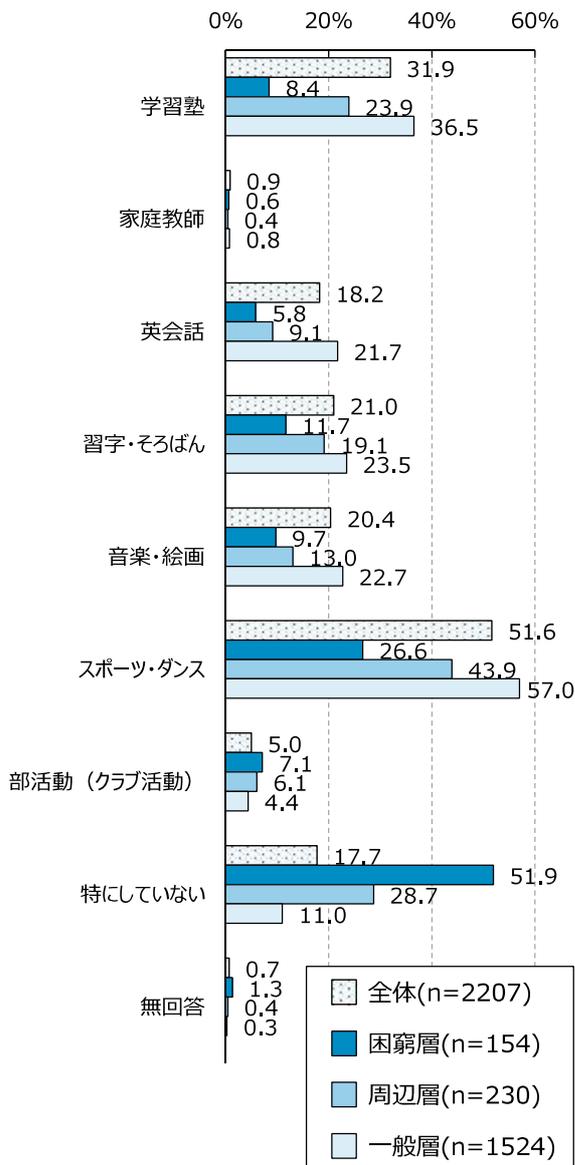
生活困難な保護者の状況について（保護者票）

① 子どもの現在の習い事

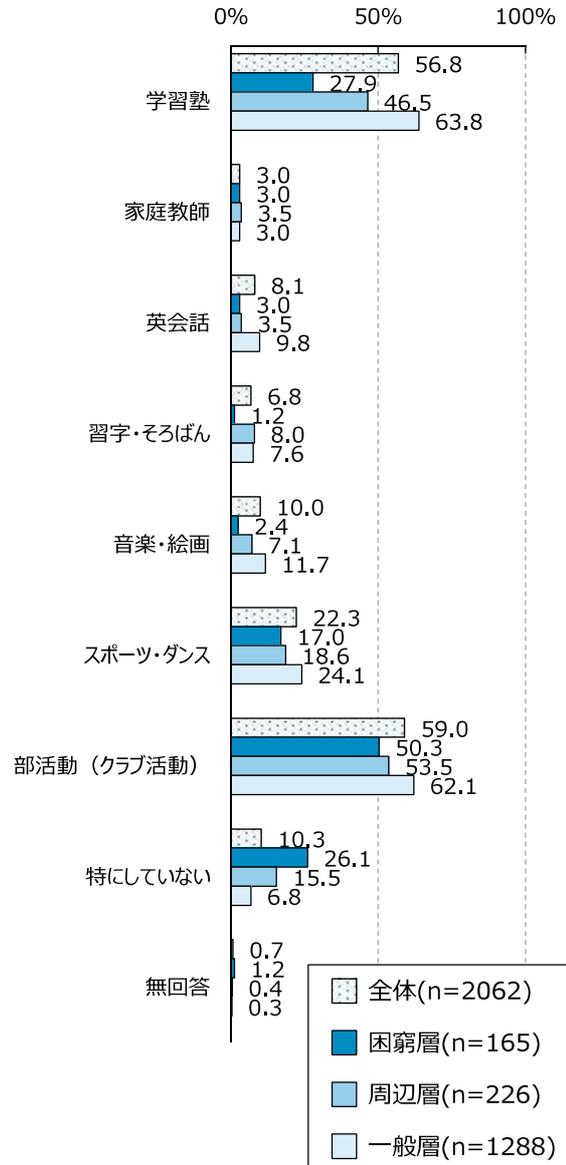
小学校5年生の子どもの現在の習い事について、「学習塾」の回答では、困窮層は一般層より 25 ポイント以上、周辺層は一般層より 10 ポイント以上下回っています。また、「特にしていない」の回答では、困窮層は一般層より 40 ポイント以上、周辺層は一般層より 15 ポイント以上上回っています。

中学2年生の子どもは、「学習塾」の回答では、困窮層は一般層より 35 ポイントほど、周辺層は一般層より 15 ポイント以上下回っています。また、「特にしていない」の回答では、困窮層は一般層より 20 ポイント近く、周辺層は一般層より 10 ポイント近く上回っています。

小学5年生

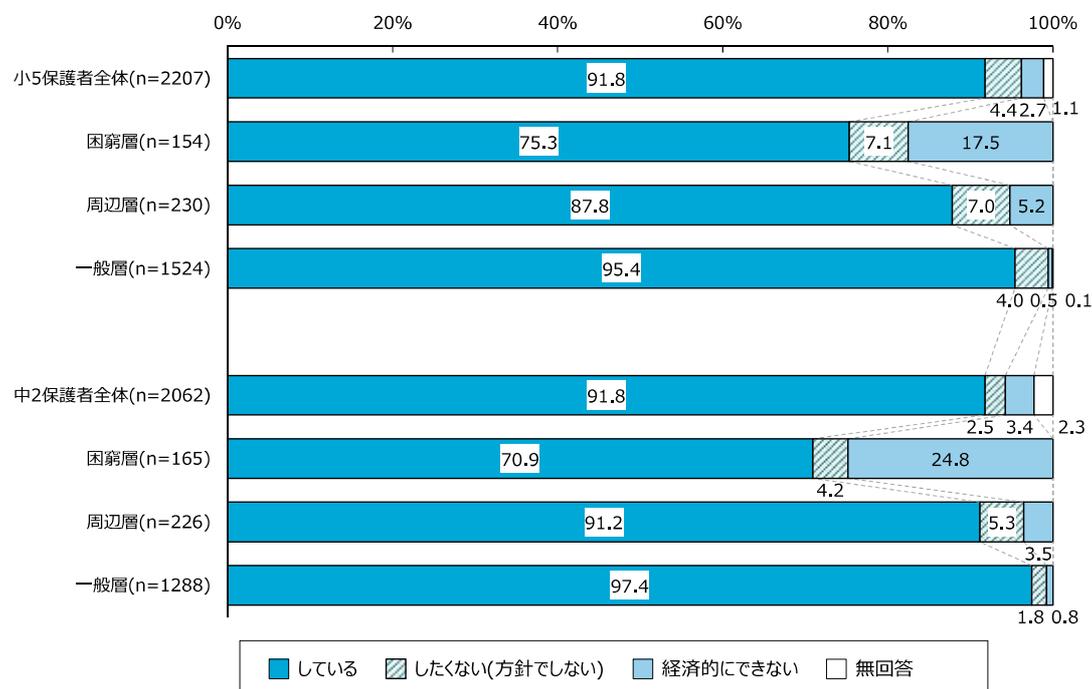


中学2年生



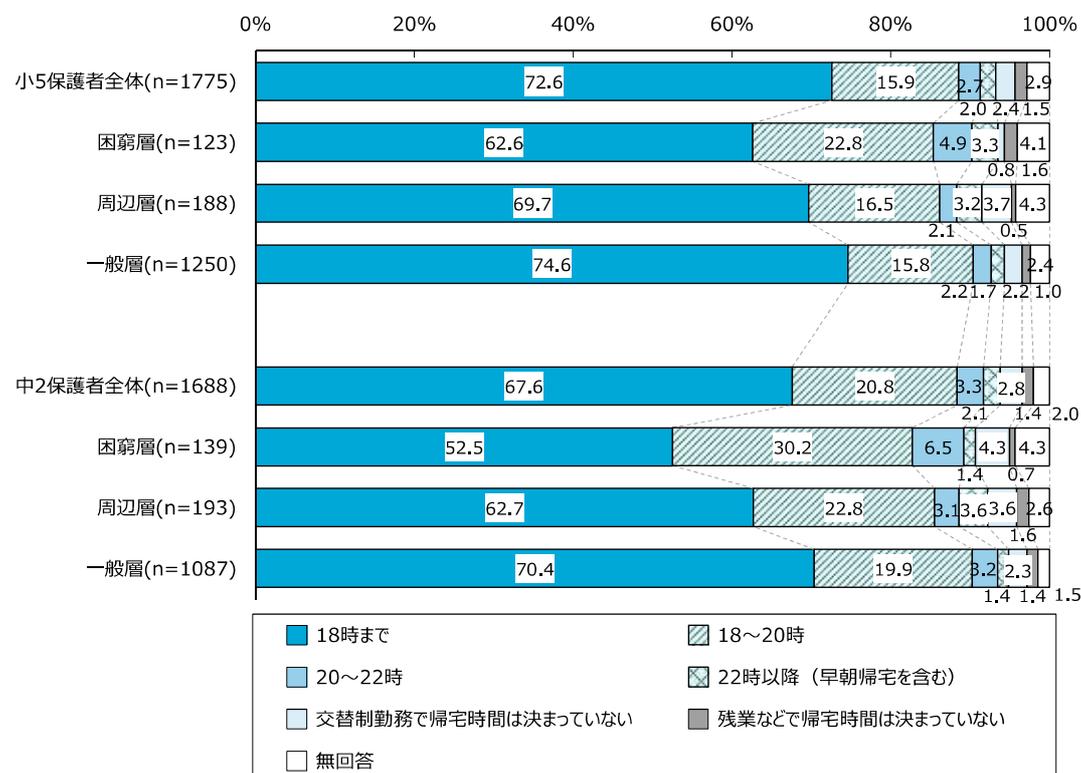
② 子どもが自宅で勉強をする場所を用意しているか

子どもが自宅で勉強をする場所を用意できているかについて、「経済的にできない」と回答した割合は、小学5年生の困窮層で 17.5%、周辺層で 5.2%、一般層で 0.5%、中学2年生の困窮層で 24.8%、周辺層で 3.5%、一般層で 0.8%となっています。



③ 母親のふだんの帰宅時間で最も多い時間帯

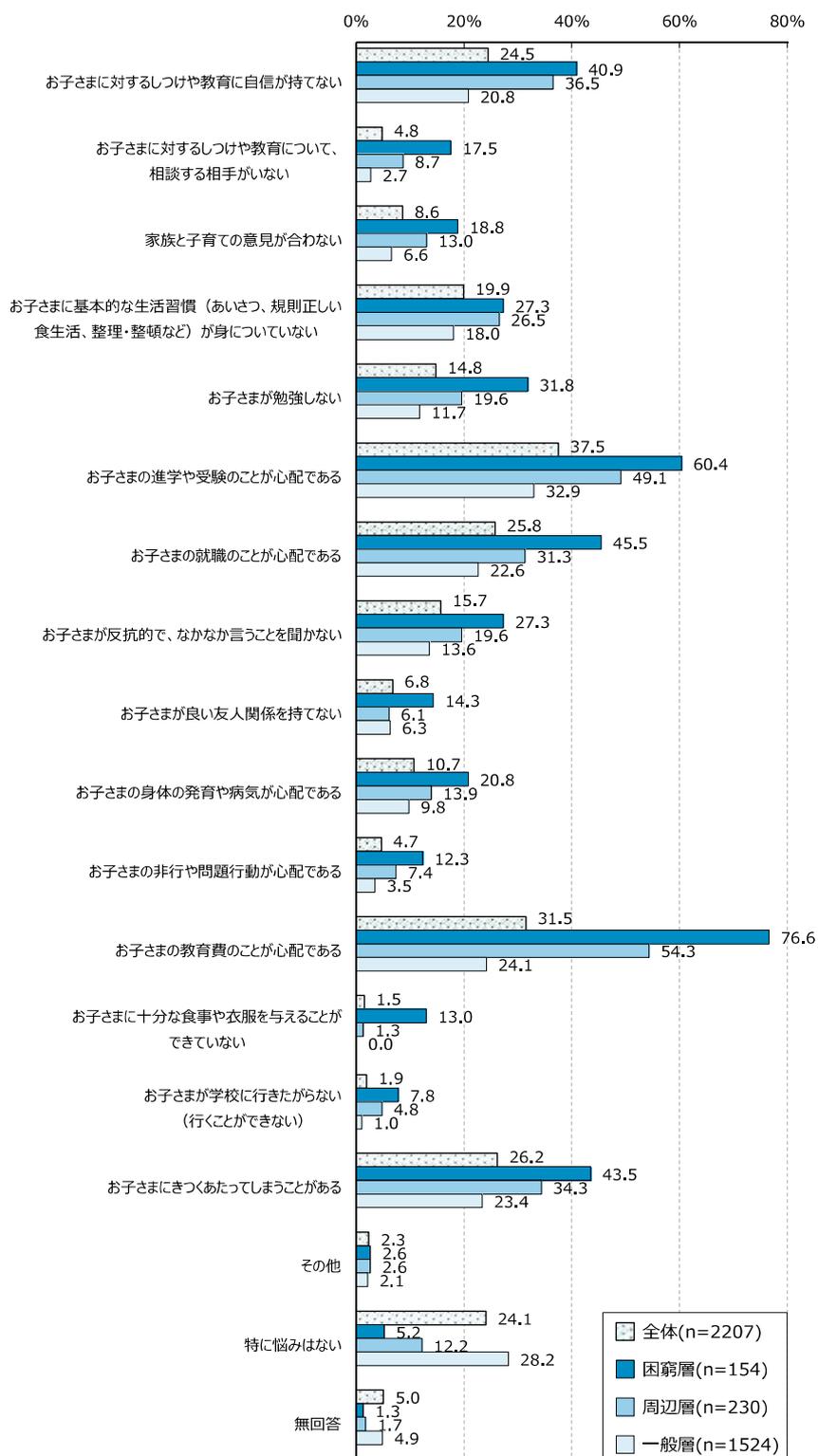
母親のふだんの帰宅時間で最も多い時間帯について、「18～20時」の回答では、中学2年生の困窮層は一般層より 10 ポイントほど上回っており、「18時まで」の回答では、中学2年生の困窮層は一般層より 15 ポイント以上下回っています。



④ 子どもに関する悩みや不安／小学5年生の保護者

子どもに関する悩みや不安について、小学5年生の困窮層は「その他」と「特に悩みはない」を除く、すべての項目で周辺層、一般層より割合が高く、そのうち「お子さまの教育費のことが心配である」が最も多く76.6%、次いで「お子さまの進学や受験のことが心配である」が60.4%、「お子さまの就職のことが心配である」が45.5%、「お子さまにきつくあたってしまうことがある」が43.5%、「お子さまに対するしつけや教育に自信が持てない」が40.9%となっています。

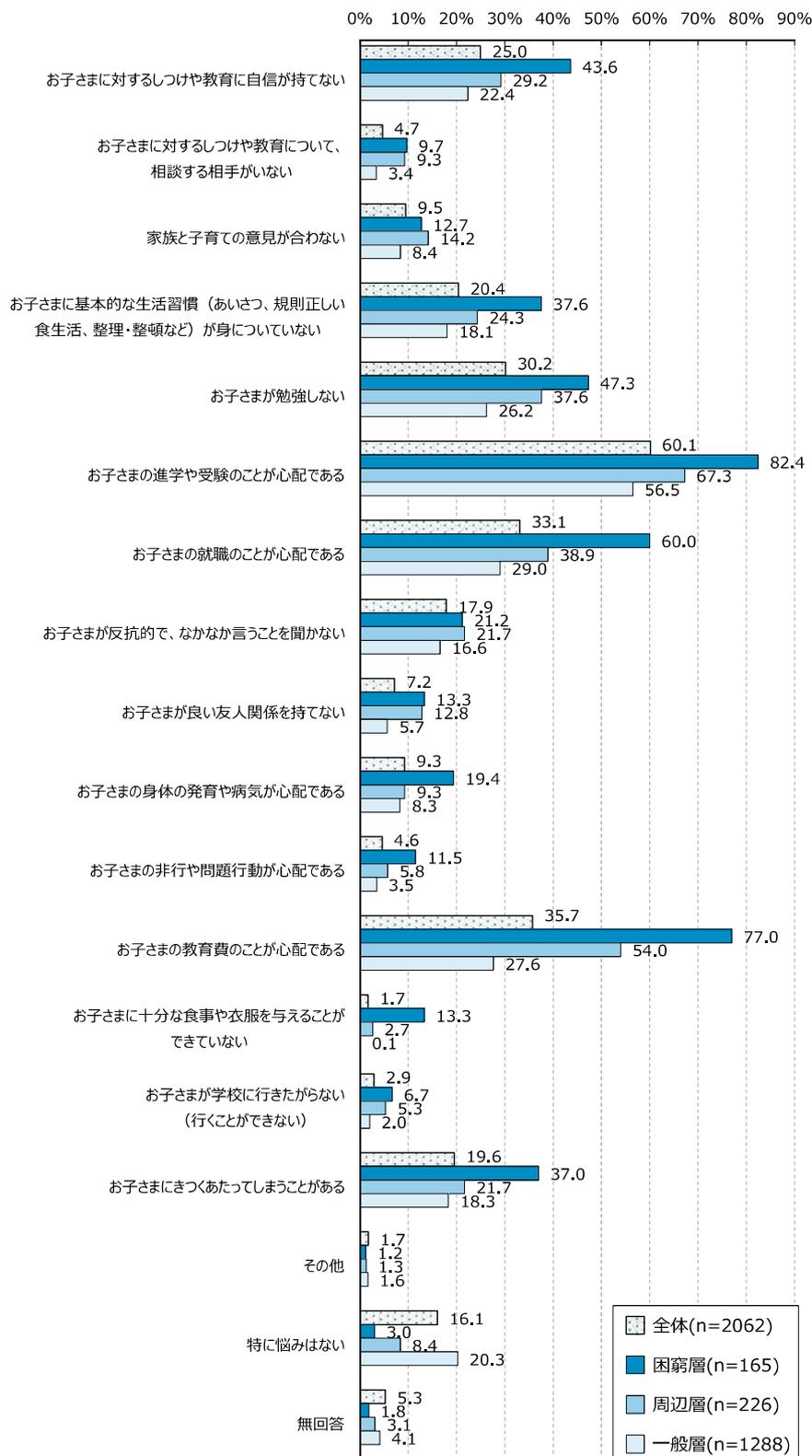
小学5年生



⑤ 子どもに関する悩みや不安／中学2年生の保護者

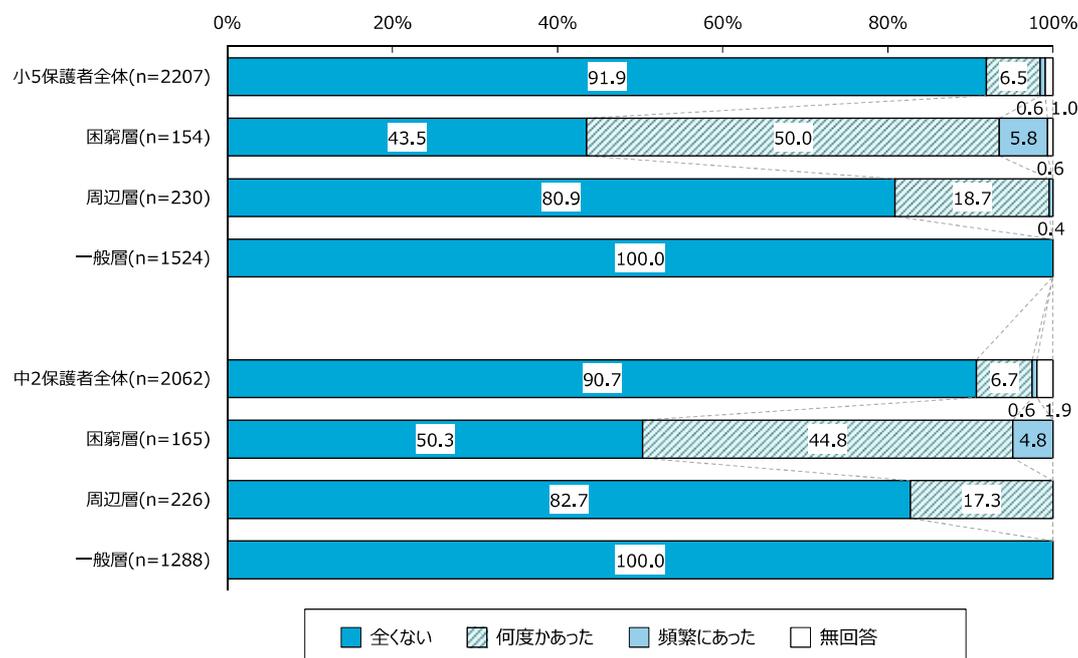
子どもに関する悩みや不安について、中学2年生の困窮層は「お子さまの進学や受験のことが心配である」が最も多く82.4%、次いで「お子さまの教育費のことが心配である」が77.0%、「お子さまの就職のことが心配である」が60.0%、「お子さまが勉強しない」が47.3%、「お子さまに対するしつけや教育に自信が持てない」が43.6%となっています。

中学2年生



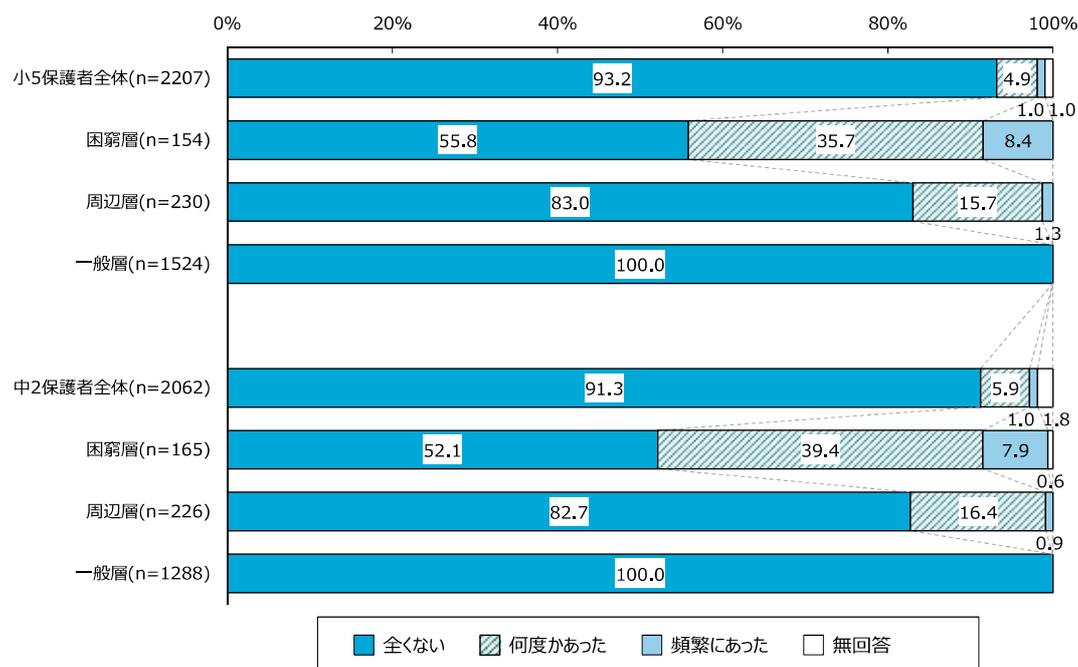
⑥ 経済的な理由による経験／必要な食料が買えなかった

経済的な理由による経験(必要な食料が買えなかった)について、「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、小学5年生の困窮層で 55.8%、周辺層で 19.1%、中学2年生の困窮層で 49.6%、周辺層で 17.3%となっています。



⑦ 経済的な理由による経験／電気・ガス・水道料金を滞納した

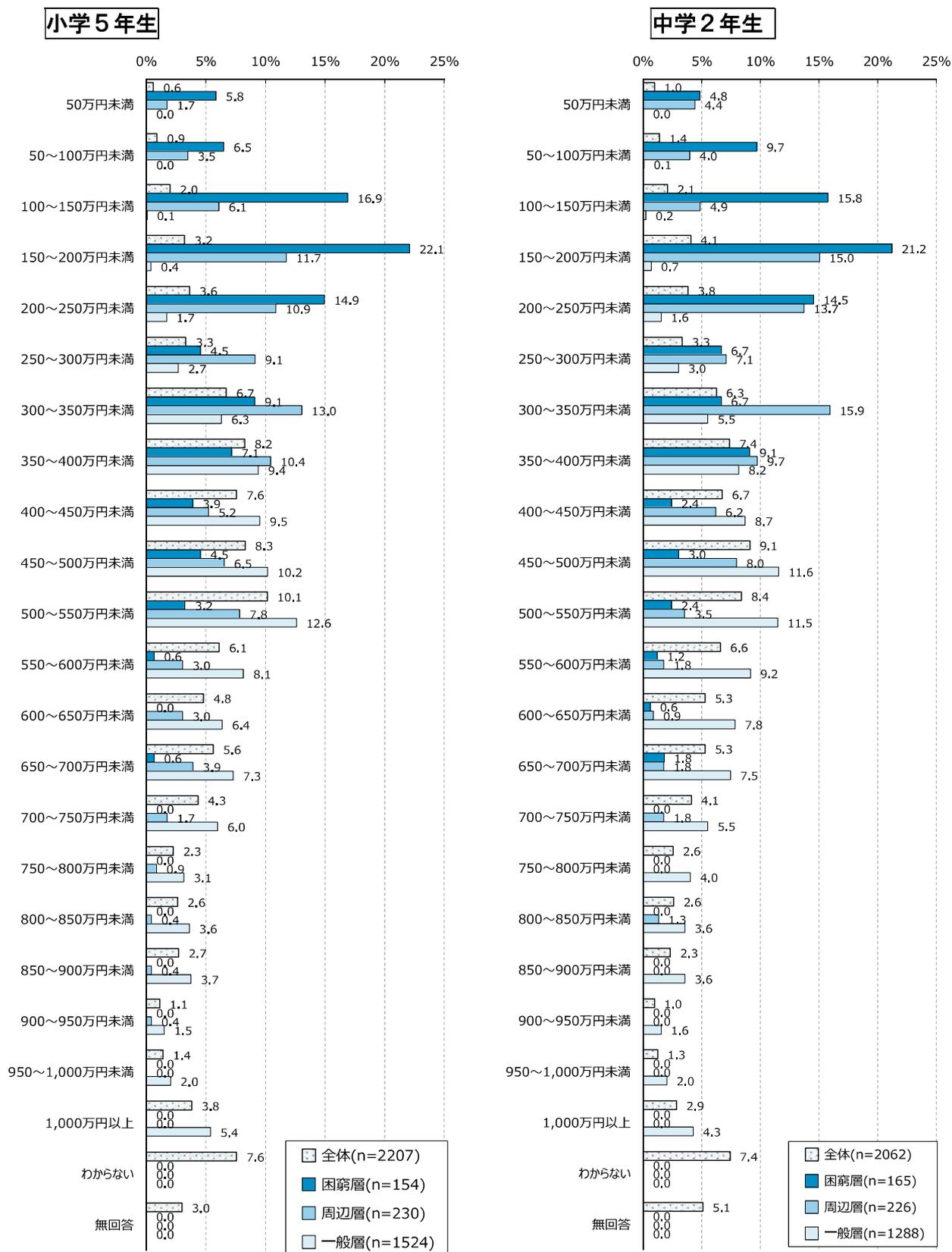
経済的な理由による経験(電気・ガス・水道料金を滞納した)について、「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、小学5年生の困窮層で 44.1%、周辺層で 17.0%、中学2年生の困窮層で 47.3%、周辺層で 17.3%となっています。



⑧ 世帯収入

世帯収入について、小学5年生の困窮層は「150～200万円未満」が最も多く22.1%、次いで「100～150万円未満」が16.9%、「200～250万円未満」が14.9%となっています。

また、中学2年生の周辺層は「150～200万円未満」が最も多く21.2%、次いで「100～150万円未満」が15.8%、「200～250万円未満」が14.5%となっています。

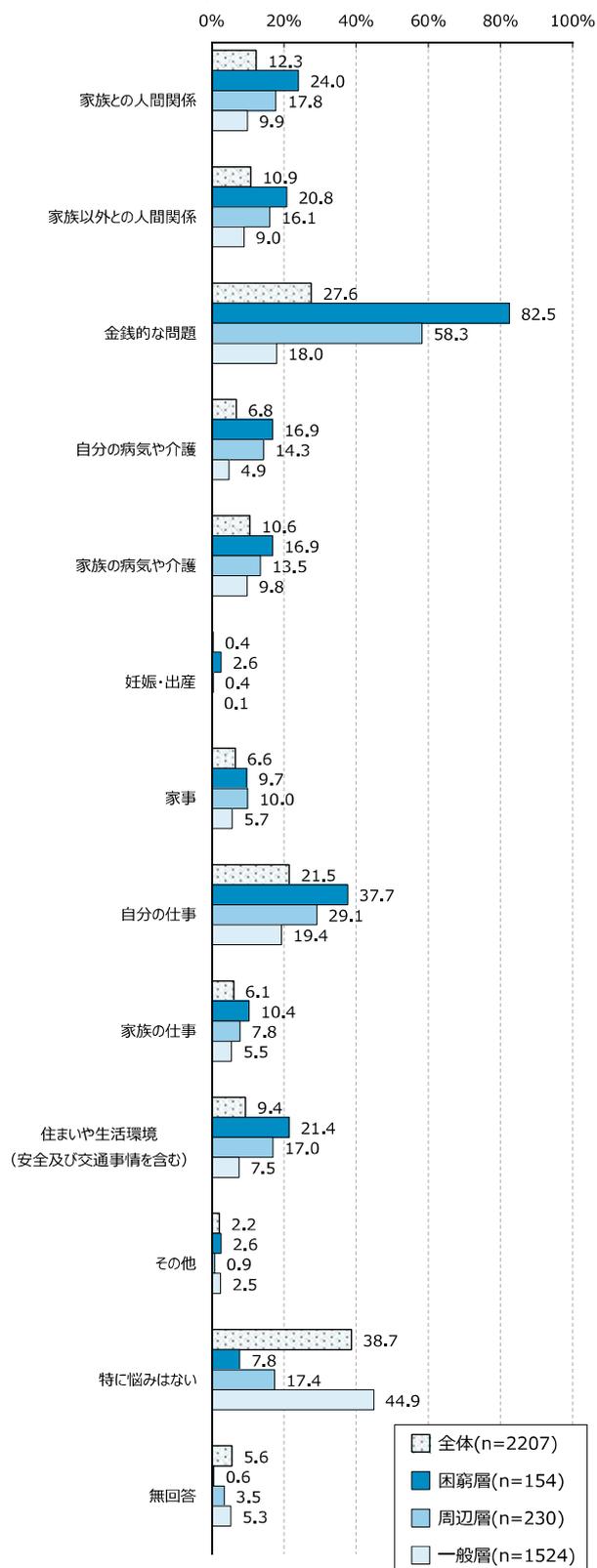


⑨ 子どもに関すること以外の心配や悩み事

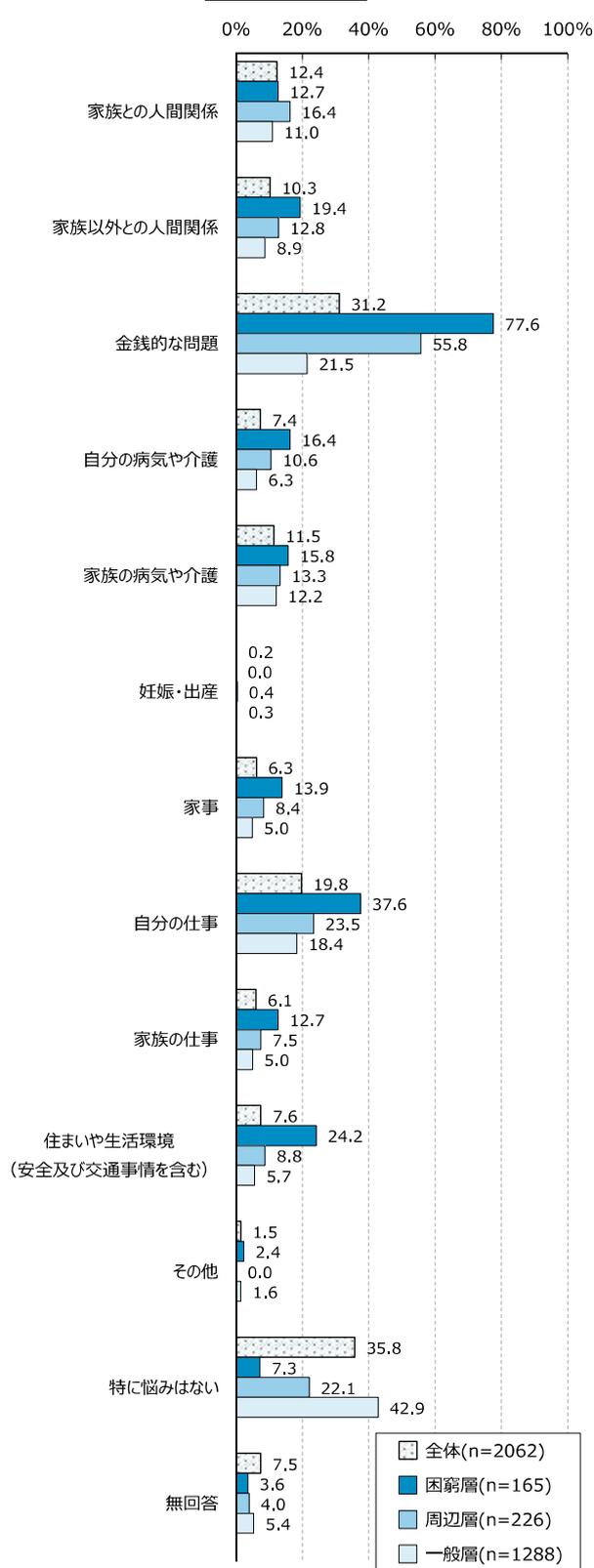
子どもに関すること以外の心配や悩み事について、小学5年生の困窮層は「金銭的な問題」が最も多く82.5%、次いで「自分の仕事」が37.7%、「家族との人間関係」が24.0%となっています。

中学2年生の困窮層は「金銭的な問題」が最も多く77.6%、次いで「自分の仕事」が37.6%、「住まいや生活環境(安全及び交通事情を含む)」が24.2%となっています。

小学5年生

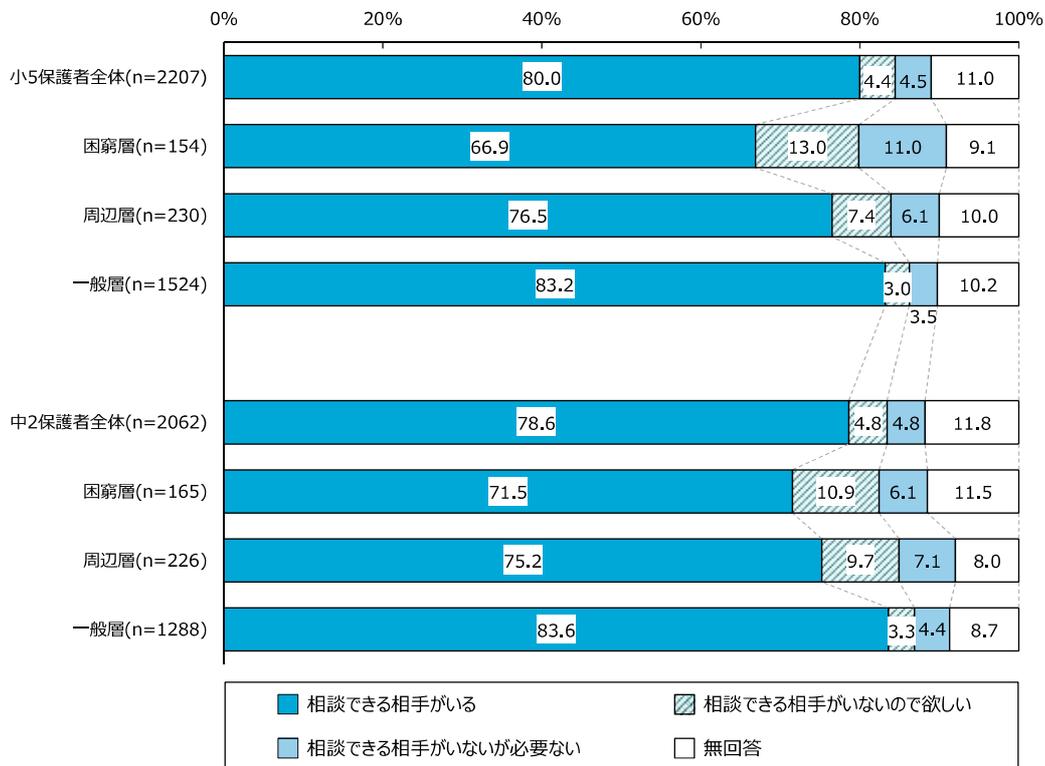


中学2年生



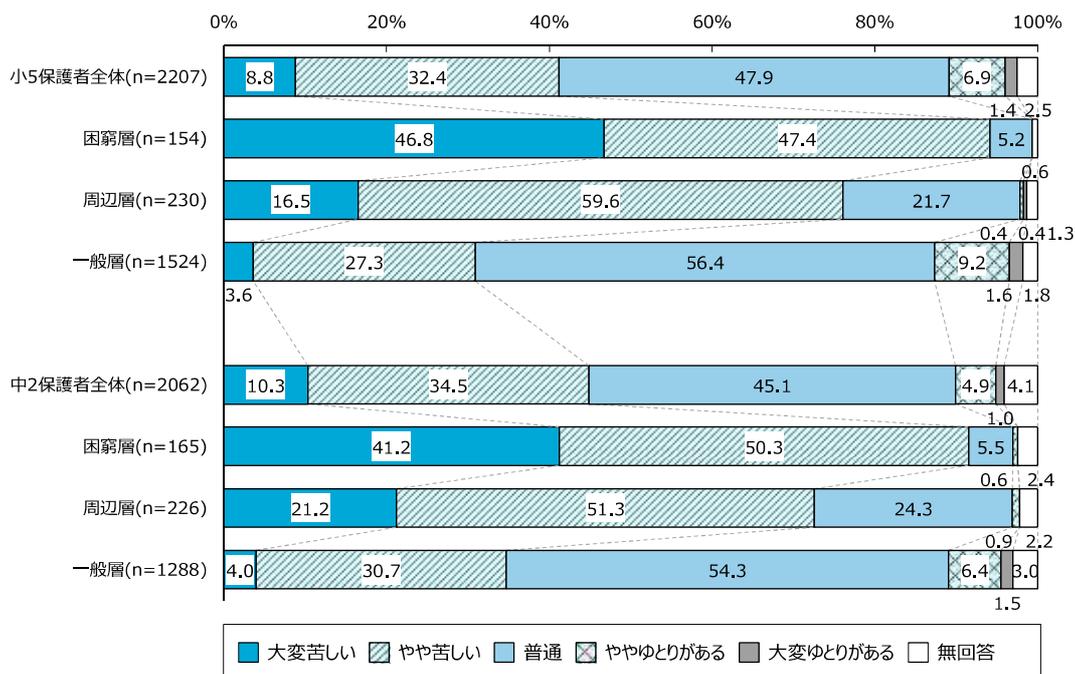
⑩ 相談相手の有無

相談相手の有無について、「相談できる相手がいる」の回答では、小学5年生の困窮層は一般層より15ポイント以上下回っており、中学2年生の困窮層は一般層より10ポイント以上下回っています。



⑪ 現在の暮らしの状況

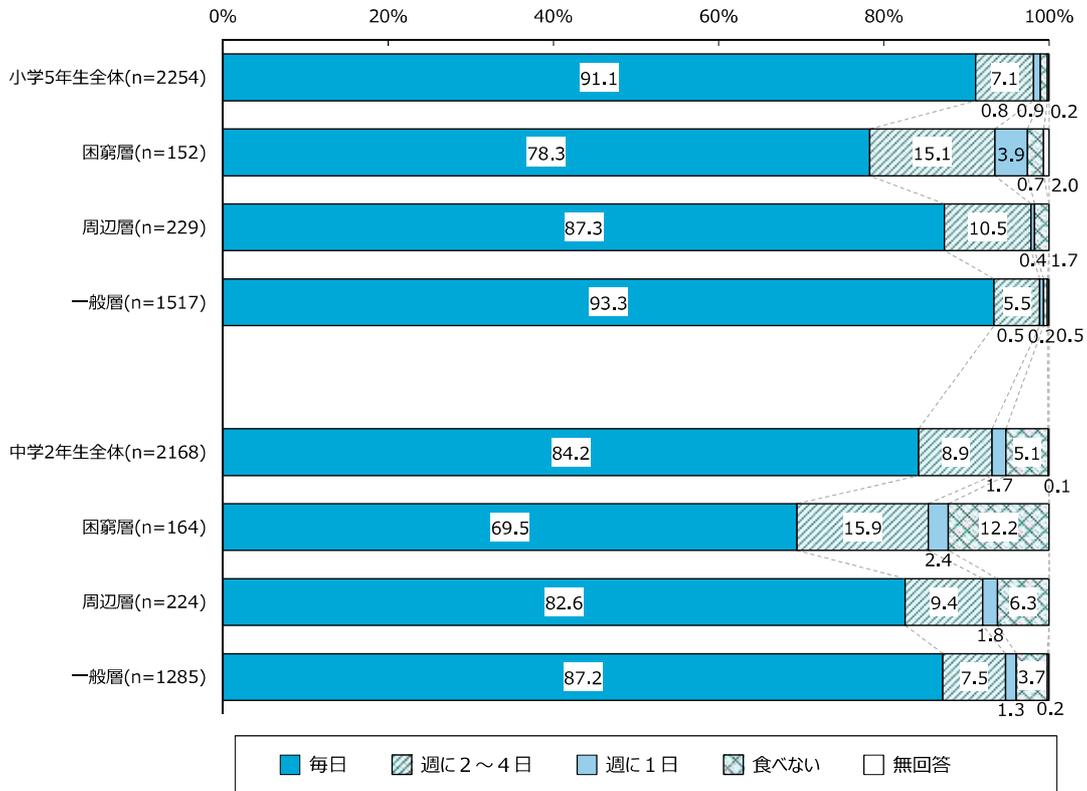
現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』と回答した割合において、小学5年生と中学2年生の困窮層は多数を占め、一般層より55～60ポイント以上上回っており、小学5年生と中学2年生の周辺層は一般層より35～45ポイント以上上回っています。



生活困難な家庭の子どもの状況について（子ども票）

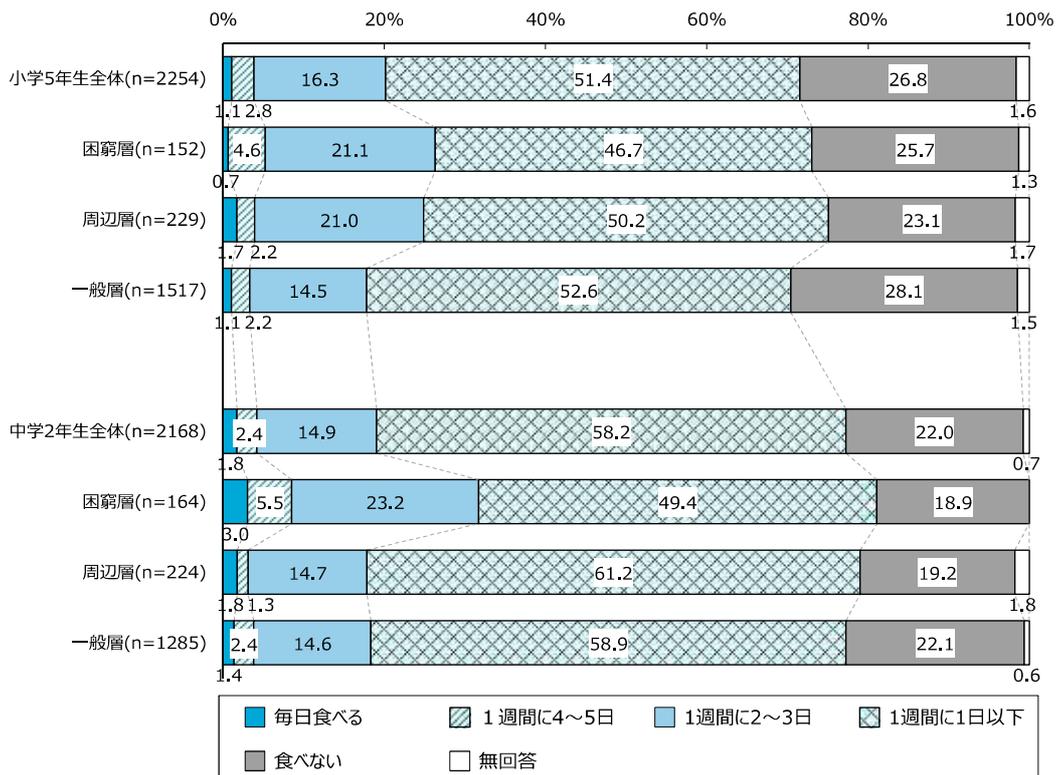
① 平日に朝食を食べる頻度

平日に朝食を食べる頻度について、「毎日」の回答では、小学5年生と中学2年生の困窮層は一般層より15ポイント以上下回っています。



② カップ麺・インスタント麺の摂食頻度

カップ麺・インスタント麺の摂食頻度について、「1週間に1日以下」の回答では、中学2年生の困窮層は一般層より10ポイント近く下回っています。

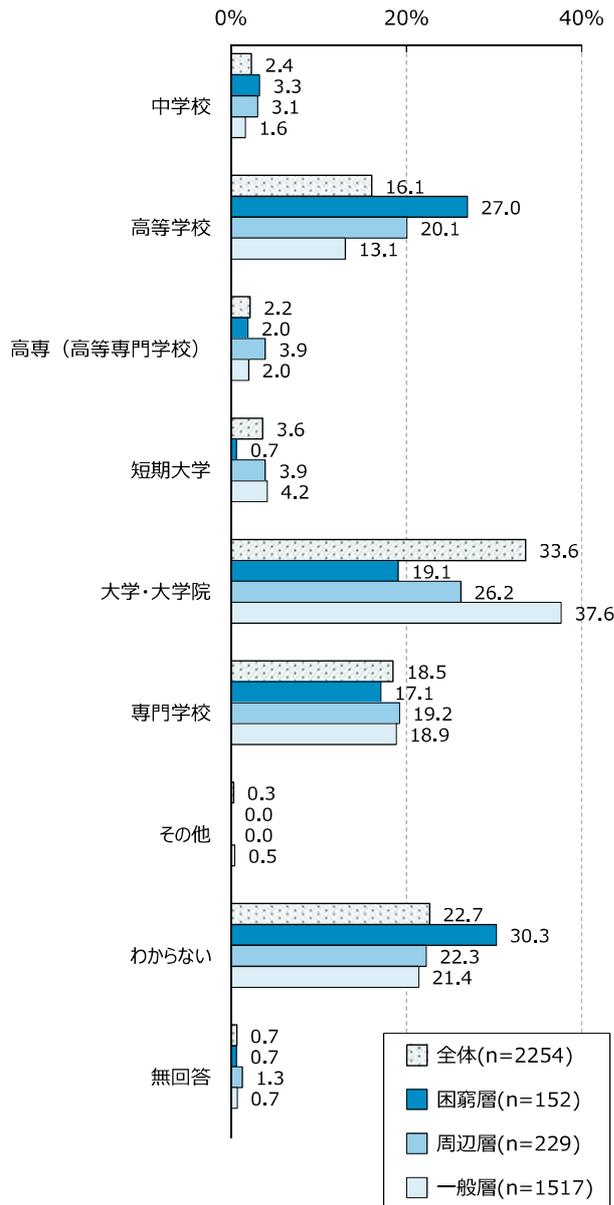


③ 進学を希望する段階

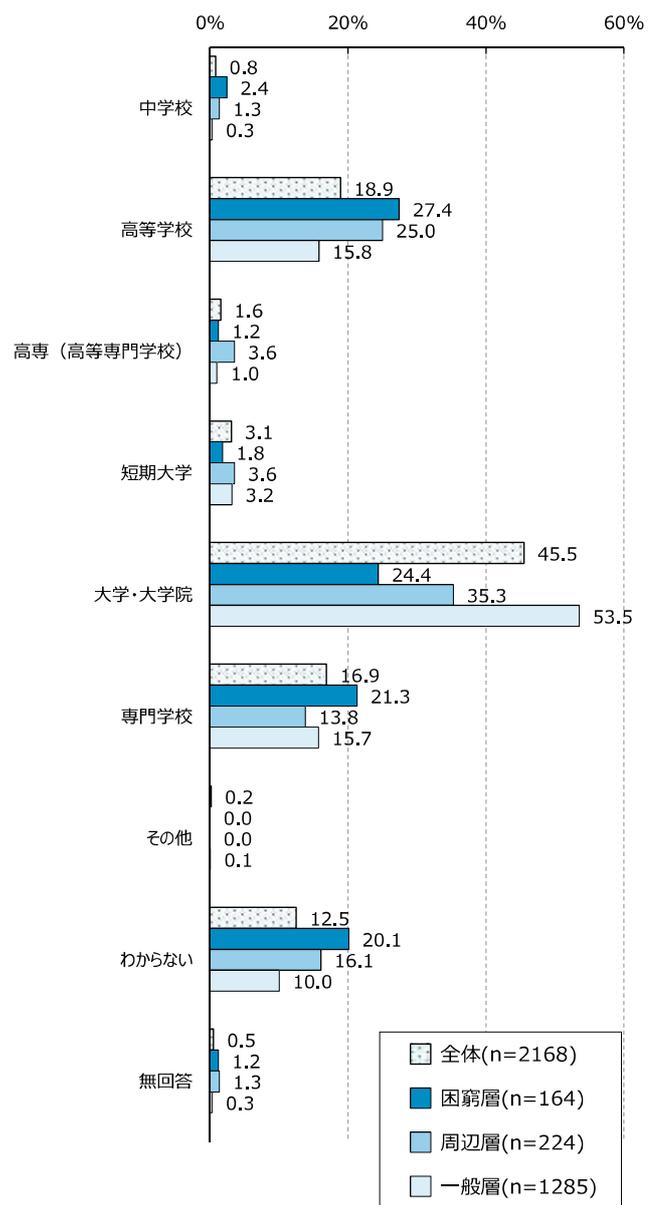
進学を希望する段階について、小学5年生の「高等学校」と回答した割合では、困窮層は一般層より10ポイント以上上回っています。また、「大学・大学院」と回答した割合では、困窮層は一般層より15ポイント以上、周辺層は一般層より10ポイント以上下回っています。

中学2年生の「高等学校」と回答した割合では、困窮層は一般層より10ポイント以上上回っています。また、「大学・大学院」と回答した割合では、困窮層は一般層より30ポイント近く、周辺層は一般層より15ポイント以上下回っています。

小学5年生



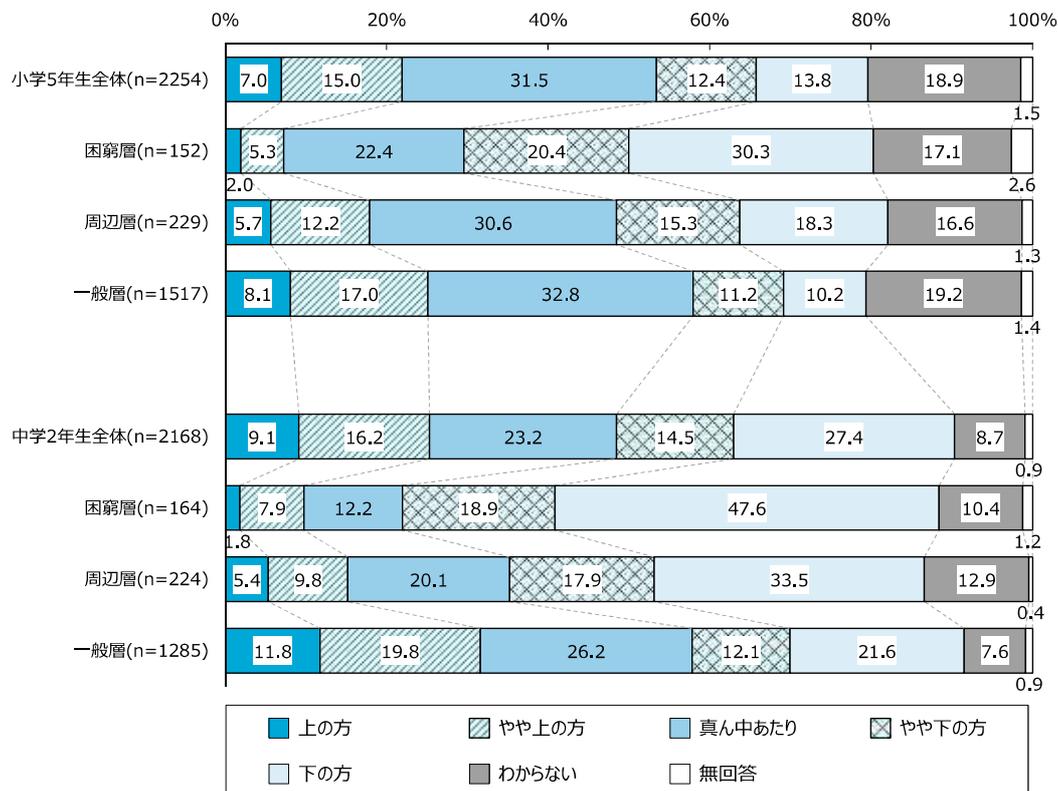
中学2年生



④ クラスの中での成績評価

クラスの中での成績評価について、「上の方」と「やや上の方」を合わせた『上の方』と回答した割合では、小学5年生の困窮層は一般層より 15 ポイント以上下回っており、中学2年生の困窮層は一般層より 20 ポイント以上、周辺層は一般層より 15 ポイント以上下回っています。

「下の方」と「やや下の方」を合わせた『下の方』と回答した割合では、小学5年生の困窮層は一般層より 30 ポイント近く、周辺層は一般層より 10 ポイント以上上回っており、中学2年生の困窮層は一般層より 30 ポイント以上、周辺層は一般層より 15 ポイント以上上回っています。



困窮層の主な意見（自由記述）

① 保護者の意見

項目	主な意見（要約・抜粋）
子どもの放課後の居場所	放課後の子どものサポートの充実 親の帰りが遅くなるときに、安価で寄れることも食堂のような場所がもっと増えるといい
子どもの長期・不定期預かり	仕事をしないと収入がなくなるのに、病児保育が利用できる施設が少ないので増やしてほしい
仕事	土日働ける就労先がほしい
教育・保育支援	子どもに関わる行政サービスをもっとアピールしてほしい
学費等	教育にかかる学用品や制服、運動着等をリサイクル等で販売するなど、資金を軽減してほしい
医療・健康	民間の生命保険にも加入できていないので、入院やケガでの出費がとても不安
コミュニケーション・心のケア・理解	将来のことを相談したり、考えたりする時間を与えてほしい マニュアルどおりではなく、その家庭や家族に合ったアドバイスやサポートをしてほしい 勉強ばかりではなく、個性や感性、最低限の常識を身につけることが大切
学校教育	放課後の補習などで、テストの平均点以下の児童・生徒のフォローをしてほしい
学習支援	塾代を家計から出すことができず、習い事をさせてやれないので、学習支援を充実してほしい 子どもの習い事の一部支給や、塾に行けない子どもための無料で学べる所の設置 各地域に週1回でもいいので低額の学習支援システムができれば利用したい
進学	大学進学させたいが経済的に厳しいので、進学費用の軽減をしてほしい 高校も給食になってほしい 能力の高い貧困家庭の子どもを学校に行かせてほしい
地域活動・交流	子ども会役員は会議などが多く、仕事を減らす、子どもだけで留守番させることが増えるので、困る
ひとり親	ひとり親家庭は本当に厳しいので支援・援助がもう少しほしい 仕事や急な病気などの際に、子どもの面倒をみってくれるサービスがほしい 母子家庭だけでなく、父子家庭にも苦しい人はたくさんいるので支援の充実をお願いしたい
多子世帯	子どもが多い家庭は、せめて学用品の援助をしてもらいたい
経済的支援	一時的に必要な資金が借りられるような支援がほしい 生活が苦しいときの金銭的支援やローンや保証人等の支援 家賃補助も受けられるとうれしい 民間のアパートを借りるのに、もう少し安い金額にしてほしい

② 子どもの意見

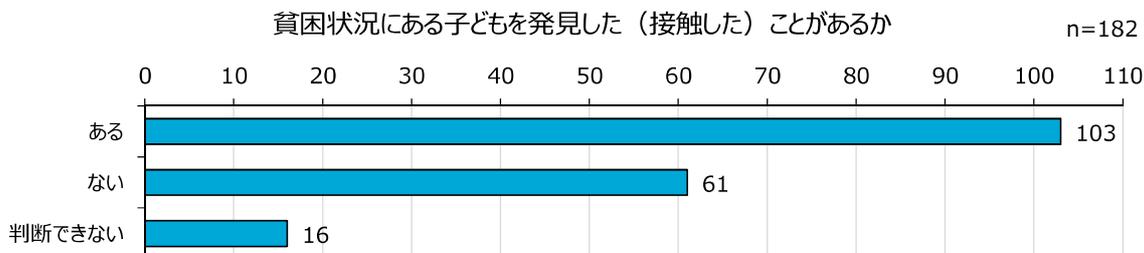
項目	主な意見（要約・抜粋）
学校の授業・勉強	最近、勉強が難しい 勉強を誰に教えてもらうのかわからない 勉強ができないので、すぐに勉強ができる所があればいい 先生がもう少し詳しく勉強を教えてください 勉強がわからないが、先生にも聞けず、わからないままのことが多い
将来のこと	高校に行けるのか不安 高校まで義務教育になったらいい 自分の将来が心配 自分が何をしたらいいのかわからないので進路が不安 将来の夢に向かって頑張ることができない、やる気が出ない

(3) 生活困難な世帯への対応（団体等アンケート調査）

生活困難な状況にある子どもの状態について

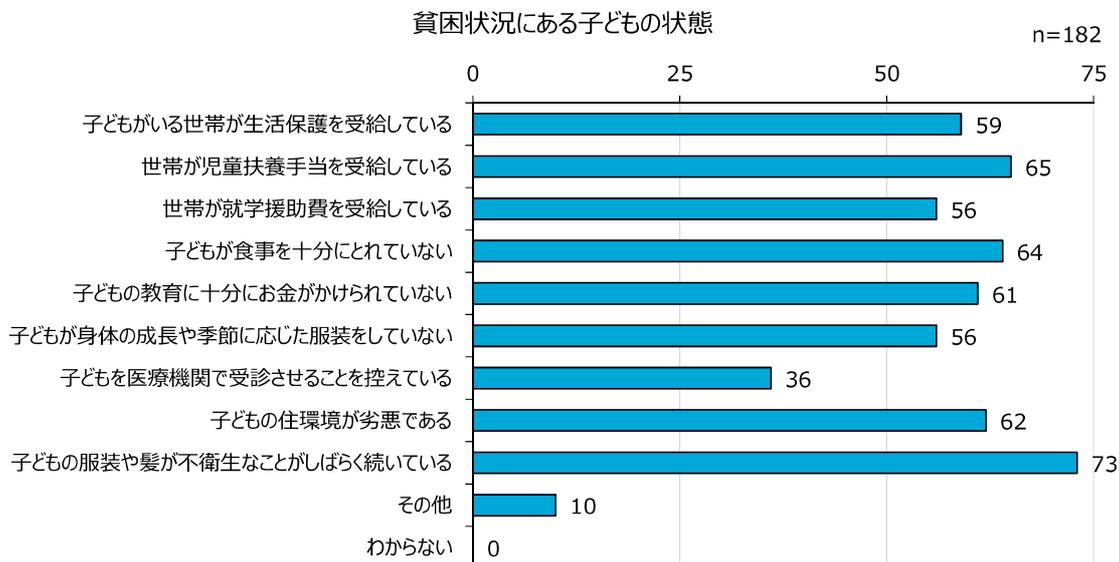
① 生活困難状況にある（かもしれない）子どもを発見・接した経験

生活困難状況にある（かもしれない）子どもを発見した、もしくは接したことがあるかについて、「ある」と回答した件数は 103 件で、5割以上の団体等が発見した、もしくは接した経験があると回答しています。



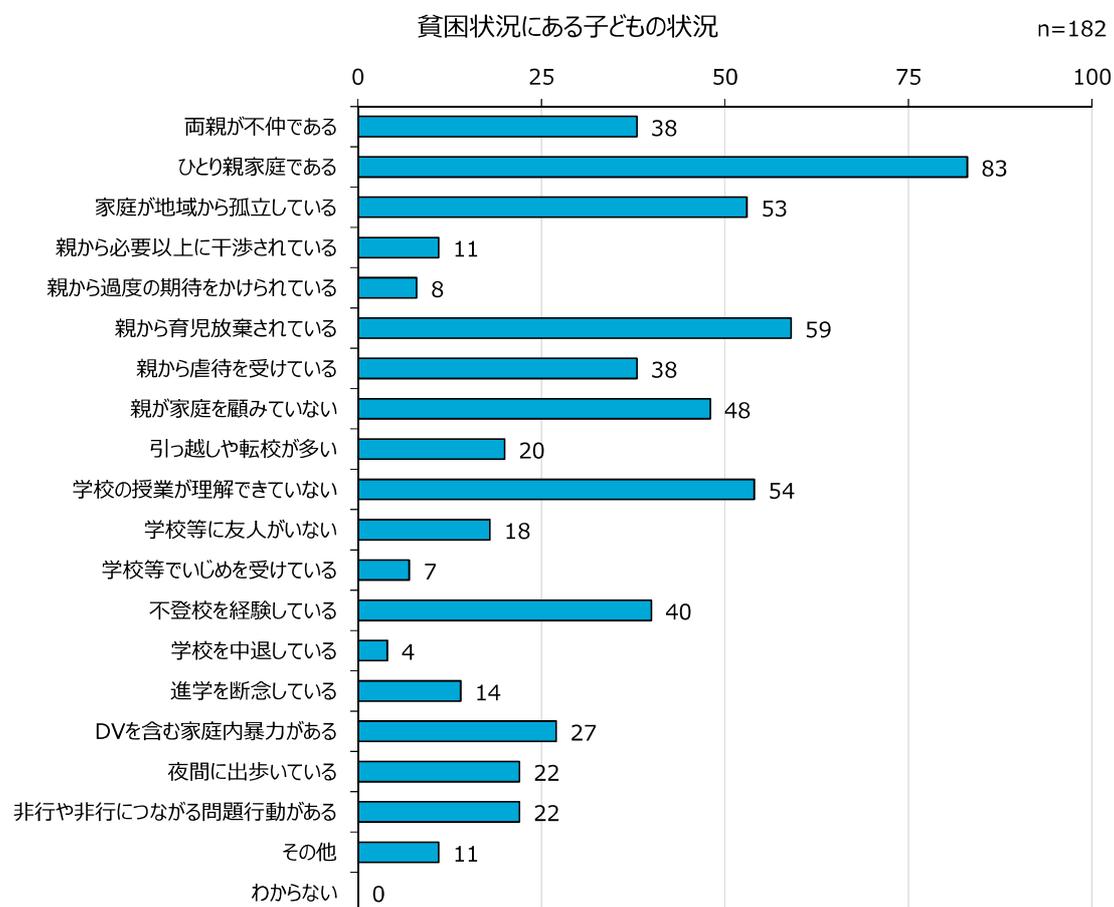
② 生活困難状況にある子どもの状態（複数回答）

生活困難状況にある子どもの状態について、いずれの項目でも多く回答していますが、最も多い回答は、「子どもの服装や髪型が不衛生なことがしばらく続いている」で 73 件となっており、次いで「世帯が児童扶養手当を受給している」が 65 件、「子どもが食事を十分にとれていない」が 64 件となっています。



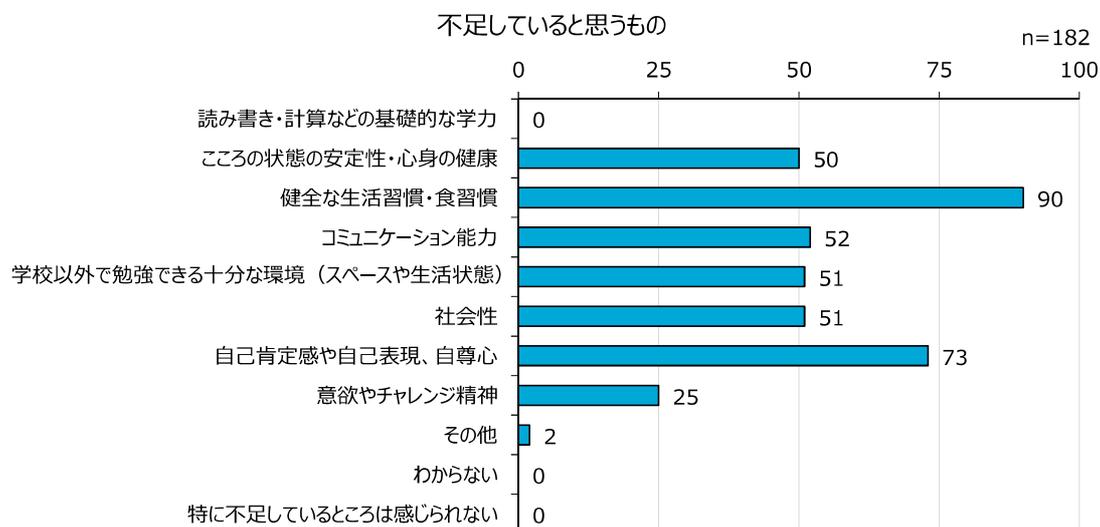
③ 生活困難状況にある子どもの状況（複数回答）

生活困難状況にある子どもの状況について、最も多い回答は「ひとり親家庭である」で 83 件となっており、次いで「親から育児放棄されている」が 59 件、「学校の授業が理解できていない」が 54 件となっています。



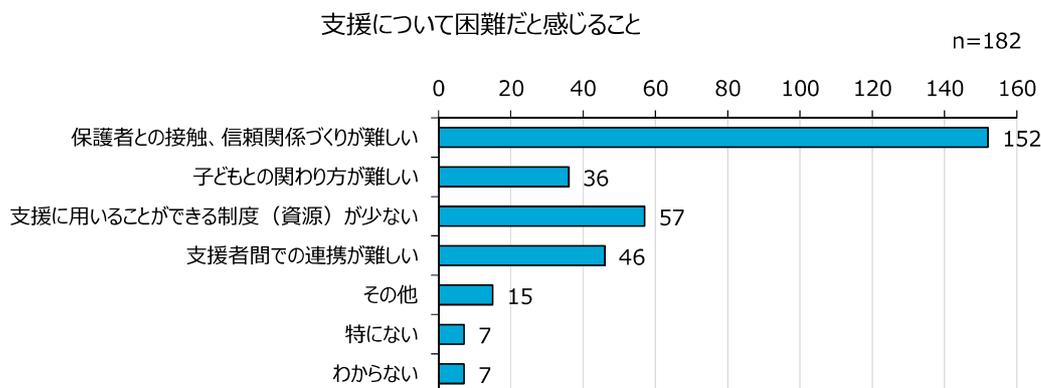
④ 生活困難状況にある子どもに不足していると思うもの（複数回答）

生活困難状況にある子どもに不足していると思うものについて、最も多い回答は「健全な生活習慣・食習慣」で 90 件となっており、次いで「自己肯定感や自己表現、自尊心」が 73 件、「コミュニケーション能力」が 52 件となっています。



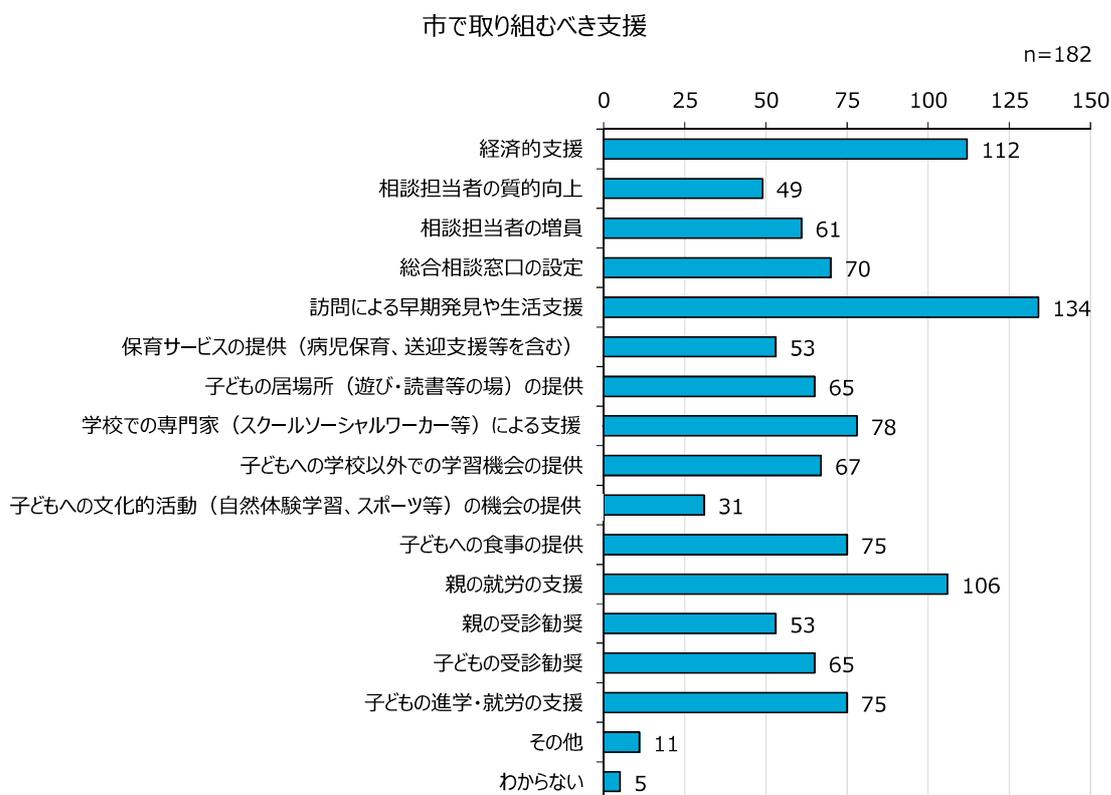
⑤ 生活困難状況にある子どもとその家庭への支援で困難だと感じること（複数回答）

生活困難状況にある子どもとその家庭への支援で困難だと感じることについて、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」が最も多く 152 件となっており、次いで「支援に用いることができる制度（資源）が少ない」が 57 件、「支援者間での連携が難しい」が 46 件となっています。



⑥ 生活困難状況にある子どもとその家庭に対して必要だと思う支援（複数回答）

生活困難状況にある子どもとその家庭に対して必要だと思う支援について、「訪問による早期発見や生活支援」が最も多く 134 件となっており、次いで「経済的支援」が 112 件、「親の就労の支援」が 106 件となっています。



不足していると思う支援について

項目	主な意見（要約・抜粋）
対象の把握や発見に関する不足	教室にいる子どもたちの中で、貧困家庭状況にあるのかどうかなかなか把握しづらい 経済的な貧困状況に陥った経過や理由等の調査 支援を必要としている家庭の早期発見 訪問による支援
子どもの居場所や支援に関する不足	子どもの心のケア 生活習慣や学習習慣を身につけるときの手助け 貧困状況による差別感やいじめをなくすための教育、取組 18歳以降の社会的自立に向けた橋渡しとその後の相談フォロー ひとり親世帯の子どもは、保護者の送迎なしでも放課後児童クラブが利用できるシステム 子どもの孤立をフォローするシステム
学習支援に関する不足	塾や習い事への金銭的な援助、進学に関する支援 中学生の学習支援をしてくれる所 いろいろな面で学習、経験ができる場所 貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の拡充 外国籍の子どもへの学習支援の充実
保護者への寄り添った相談・支援と指導に関する不足	貧困状況の家庭は、近くに頼る人がいない場合もあり、いかに能動的に行政が動くかが求められる プライバシーの問題があり、どのようなことで困っているのかということ聞けないので困り感を聞くこと 1人で悩まず、話しやすい環境をつくってあげること 本当に支援を必要としている家庭でも、どこにも相談せず孤立していることがある ケースワーカー等が、頻繁に話を聞く機会があること 気軽に相談できる機関と人 経済的なことだけでなく、保護者に対する意識改革も必要
保護者の就労と子育て、経済的支援に関する不足	経済的な支援は大きい 子どもの保護者への専門機関からの人的サービスを継続的に増やすこと 保護者が社会的に自立できるような支援が必要 収入が少ないのではなく、お金の使い方によって結果的に子どもにかかるお金がないケースが多い 金銭の補助も大切だが、使い方や生活の仕方が見直せるような支援も必要 経済面だけでなく、家族関係や生活環境すべてが複雑であることが多い 親への就労支援
医療や健康に関する不足	子どもへの食事提供 衛生面の援助 医療受診の交通援助
地域での関わりに関する不足	連携を取り、最後まで見守る体制 地域コミュニティの復活 地域での住民同士のつながりを推進するような活動
行政や学校など他機関同士等の連携に関する不足	その家庭に関わる支援者同士の連携と速やかな対応 市全体（各部）としてのスキームづくりと役割が見えていない 関係する機関が集まって情報共有する機会
各種支援やサービスの情報発信・提供体制に関する不足	支援を受けられる情報の提供 教育現場での専門的な人材 他機関とつながることができるコーディネーターが必要 支援の必要な方に、制度や内容が届くようになるとよいと思う 支援を求めている人たちに、もっと積極的にどのような支援が受けられるのか、情報を発信してほしい 貧困状況の家庭が支援を求めにくい 食事、衣類の提供

支援をして改善に向かった事例について

項目	主な意見（要約・抜粋）
対象の把握や発見に関する改善事例	早期発見
子どもの居場所や支えに関する改善事例	担任が子どもの居場所づくりに努めると、登校が増えることがある 不登校の解消または改善
学習支援に関する改善事例	就学支援を勧めた 状況がわかった上で当校がその子を皆と同じように教育できる形により近づけたとき
保護者への寄り添った相談・支援と指導に関する改善事例	支援に頼っていいことが分かると気が楽になり、改善に向かう 孤立させないこと、いつも温かい言葉をかけ続けること 短期間での結果を求めず、根気よく継続すること、その後の変容、好転したことの喜びを共有する 母子家庭の母親との信頼関係を築くことをとにかく大切に、何でも相談できるような関係を持った 生活改善のためのアドバイス（保護者の良さを見つけて褒める） 児童クラブは相談しやすく、関連機関へのパイプもあってよい
保護者の就労と子育て、経済的支援に関する改善事例	子どもの良い所、頑張っている所を伝え、保護者の働く意欲を育てた 保護者がきちんとした就労に就いたため、改善（就労の支援をした） 中古品でも美品であるもの（体操着や衣服、等）を支給して喜ばれた 経済的支援が受けられたとき
医療や健康に関する改善事例	子どもの生活を支援することで保護者も受診するようになった 保護者の入院、それに伴う、子どもの施設入所
地域での関わりに関する改善事例	民生委員へ実態を伝えて、できる支援をお願いした こども食堂の参加をきっかけに、地域の行事への参加が徐々にできるようになってきた親子が出てきている 親の会とかの紹介をして、孤立していないと思ってくれるようになると、前に進める
行政や学校など他機関同士等の連携に関する改善事例	職員全員がある程度、その家庭を理解し、同じように丁寧に、寄り添うようにしてきた ケースを職員間で共有し、できることを支援していくことが、子どもと保護者の支援につながると考えられる スクールソーシャルワーカーがうまく関わってくれているのでとても助かっている こども家庭課の相談員と定期的に連絡を取り合い、子どもの支援にあたった 各機関との情報共有がなされたことで、学校も丸抱えすることなく、子どもの見届けを続けることができた 民生委員との連携と行政へのつなぎにより、早期に改善できた
各種支援やサービスの情報発信・提供体制に関する改善事例	子どもを預かり保育で預かることで、母親が仕事を始められた 準要保護の対象として、保護、支援をいただいたこと 正しい福祉サービスにつながった場合（生活保護等） （子どもの就労、成長まで）切れ目のない支援 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や相談窓口の多様化

(4) 課題の整理

各調査結果から支援の対象と支援方針を設定するとともに、抽出された課題を大きく四つの項目に分けて整理しました。

支援の対象と支援方針

- 富士市の生活困窮度合いは、アンケート調査結果に基づく生活が困窮している子どもの割合が7.2%と1割を下回ることから、決して高い割合ではないものの、支援を必要とする生活困窮世帯とその子どもは存在しています。
- また、富士市の核家族化が全国や静岡県と同程度の割合で進行している中、ひとり親世帯の割合が全国や静岡県よりやや高い割合となっており、生活が困窮しやすい傾向にあります。さらに、アンケート調査結果の自由意見をみると、困難層では特にひとり親への支援が不足している意見が多いことから、生活が困窮しやすい傾向にあるひとり親世帯への支援施策は重要であると考えます。
- 一方で、日頃子どもと関わっている学校等の教育機関や支援事業を実施している事業所等からの意見をみると、経済的な側面から困窮している世帯はもちろんのこと、保護者の養育力不足に起因する育児放棄や保護者が地域で孤立している状態にある世帯も困窮状況にある傾向がみられます。
- こうしたことから、富士市では、経済的に困窮している世帯への直接的な支援を推進しながら、さらに、子どもたちが安心して生活し、勉学に集中できる環境を整える手助けをするために、保護者への多方面からの寄り添った支援を実施していく必要があります。

主な課題

① 教育、学習環境の不足による学習・進学意欲の低下

- 困窮層世帯の子どもは、塾に通っている割合が小学5年生は8.4%、中学2年生が27.9%でいずれも一般層世帯の子どもより低い割合です。保護者の自由意見をみると「塾代を家計から出すことができないので、学習支援を充実してほしい」といった回答がありました。
- クラスの中での成績について、困窮層世帯の子どもは、「下の方」と回答している割合が小学5年生は30.3%、中学2年生が47.6%となっており、勉強への意欲や関心、自信が低下していることがうかがえます。
- 困窮層世帯では、子どもが自宅で勉強をする場所を用意することが、経済的にできないと回答している割合が、小学5年生は17.5%、中学2年生が24.8%となっており、自宅での学習環境が一般層世帯より整っていないことがうかがえます。
- 困窮層世帯の保護者の悩みや不安は、子どもの教育費や進学に係る費用に集中しており、中学2年生の保護者では「子どもの教育費のことが心配である」と回答した割合は77.0%、「子どもの進学や受験のことが心配である」と回答した割合は82.4%となっています。
- また、中学2年生の子どものうち、「大学・大学院」を目指している困窮層世帯の子どもは24.4%、周辺層世帯の子どもは35.3%で、一般層世帯の子どもが53.5%であることと比べると低い割合であることから、子どもたちの学習環境へのサポートが求められます。

② 子どもの生活環境改善と周囲の支え

- 困窮層世帯の子どもは、カップ麺・インスタント麺を日頃から食べる割合が一般層世帯の子どもよりも高く、かつ朝食を食べない割合も高い傾向にあります。
- 困窮層世帯の母親は、ふだん 18 時までには帰宅する割合が、小学5年生は 62.6%、中学2年生が 52.5%で一般層世帯と比べて帰宅時間が遅いことがうかがえます。
- 一方で、自由意見をみると、一般層、周辺層、困窮層に関わらず、小学5年生、中学2年生ともに内面的な悩みやストレス、1人になれる場所を求めている傾向があり、相談できる場所や人がほしいといった意見もありました。
- こうしたことから、家以外の環境でも時に子どもたちの健康面や精神面をサポートする周囲の支えが重要であり、それにより子どもたちの生活環境の改善につなげていく必要があると考えます。

③ 保護者の就労と経済的支援

- 困窮層世帯の経済状況をみると、可処分所得は小学5年生、中学2年生の世帯に共通して 100～250 万円未満の範囲で高い割合を占めています。
- また、食料が買えない、光熱費の支払いを滞納した経験が一般層世帯より高い割合となっており、困窮層世帯のほとんどは現在の暮らしについて苦しいと感じています。
- 困窮層、周辺層世帯では、一般層より若い親が比較的多い傾向があり、人間関係や金銭的な問題等の心配や悩み事についてみると、困窮層、周辺層世帯はすべての項目で一般層よりも悩んでいる割合が高い状況です。特に、金銭的な問題と自分の仕事についての割合が高く、困窮層世帯の小学5年生の保護者では、金銭的な問題が 82.5%、自分の仕事が 37.7%となっています。
- こうしたことから、子どもの心身の安定を目的とする観点からも、保護者に対して適切な経済的支援や就労につなげるための相談・サポート対応が求められると考えます。

④ 支援やサービスの提供体制

- 相談相手の有無についても、困窮層世帯の小学5年生、中学2年生ともに相談できる相手がない割合が 20%前後います。
- 一方で、団体等アンケート調査をみると、学校や団体、福祉関係のいずれの機関でも、「保護者への寄り添った相談対応が必要」であるとしています。また、富士市における民生委員児童委員の地域に根差した積極的な取組は、学校や団体との連携も密に行われており、長い目で見た見守りによる保護者や子どもへの信頼関係が構築されているケースもみられます。
- また、団体等アンケート調査では、各機関とも専門的な機関の垣根を超えた連携が困窮層世帯への支援には重要であるとし、学校ではスクールソーシャルワーカーや民生委員児童委員が各機関のパイプ役となって体制づくりに努めています。
- こうしたことから、日頃から取り組まれている学校や地域の連携による、支援対象者への寄り添った相談支援やサービスと情報等を提供していく体制を整備し、早期発見・早期対応を強化していくことが望まれます。

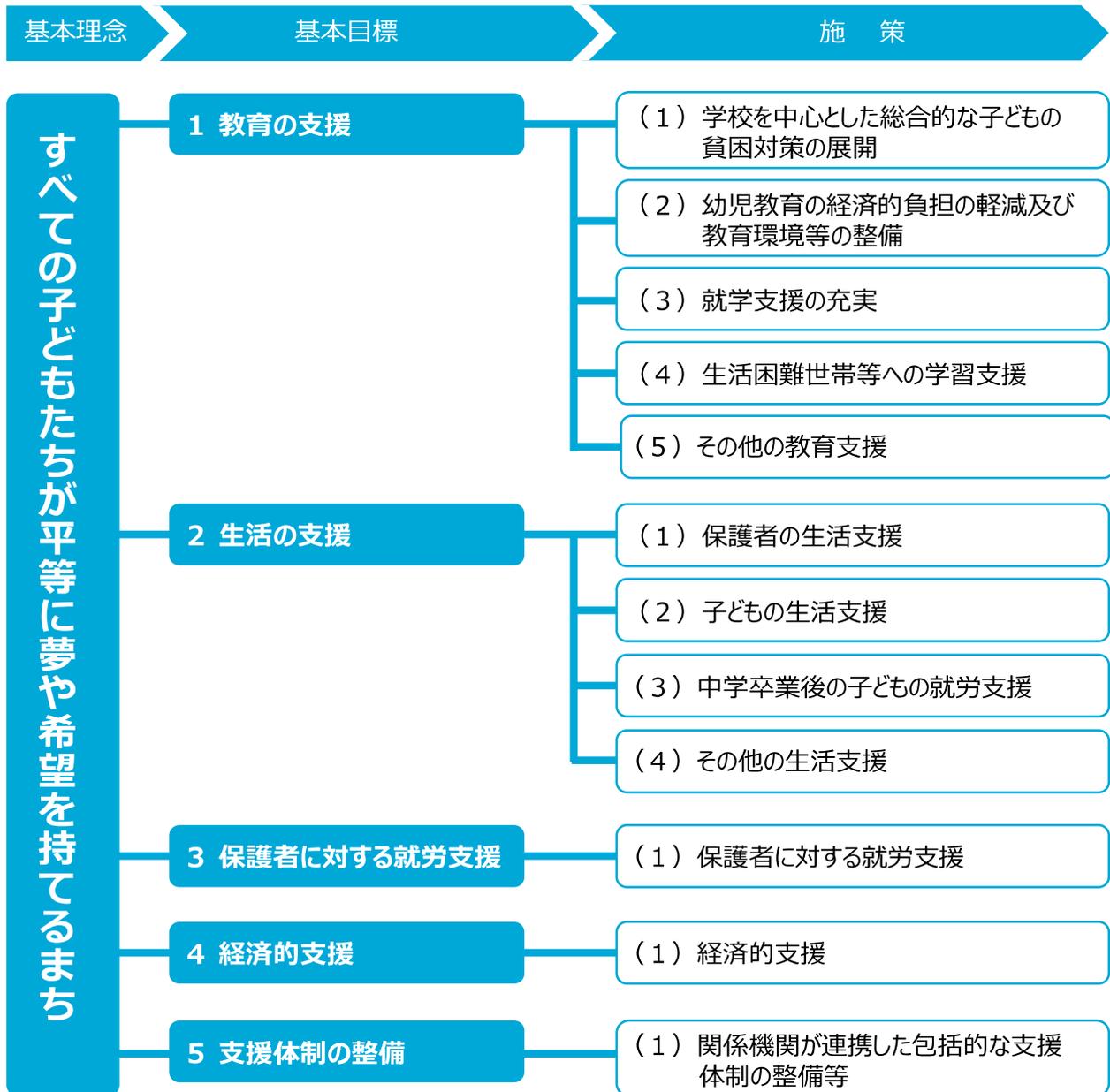
すべての子どもたちが 平等に夢や希望を持てるまち

本計画では、経済的な事情により生活が困難な家庭で暮らす子どもをはじめ、様々な家庭内事情により、本来子どもに与えられるべき心と身体が健全に育つ環境や学習・体験の機会を得ることがかなわなくなっている子どもたちを支援の対象としています。

そして、そうした子どもたちを含めて、富士市で育つ全ての子どもが等しく将来に対して夢や希望といった前向きな考えが育まれていくよう、子どもたちに必要な手を差し伸べるとともに、その保護者や家庭への経済的・精神的支援を行っていくものです。

そのため、本計画の基本理念を「すべての子どもたちが平等に夢や希望を持てるまち」とし、基本理念の実現に向けた五つの基本目標「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」、「支援体制の整備」を掲げ、具体的な取組を推進していくことで、富士市全体で子どもたちの健全な成長を支えていきます。

2 施策の体系



3 計画の指標

生活困難層の割合

子どもの生活実態調査結果※によると、本市における生活困難層（困窮層と周辺層の合計割合）は、平成30年度では21.6%となっています。

生活困難層とは、市内在住の小学5年生と中学2年生の子どもがいる家庭で、経済的に生活が困難な状況にある、子どもが健全に育つために必要な環境が整えられていないと考えられる家庭などが対象となります。

本計画では、こうした生活困難層の状況にある家庭を支援し、基本理念として掲げる『すべての子どもたちが平等に夢や希望を持てるまち』の実現に向けて、「生活困難層の割合」を計画推進の指標とし、令和6年度までに現状から20%未満となる19.6%となるよう各種取り組みを進めてまいります。

なお、本計画期間の最終年度となる令和6年度に子どもの生活実態調査を実施し、現状に対する評価を行います。

計画の指標	生活困難層の割合
-------	----------

年度	指標	備考	
	生活困難層	困窮層	周辺層
平成30年度の現状 (基準値)	21.6%	8.9%	12.7%
令和6年度	19.6%		

※ 本市における生活困難層の割合は、全国で調査が行われている国民生活基礎調査とは調査方法、対象範囲が異なるため、比較はできません。

※ 生活困難層の結果概要や定義、抽出方法については、P12,13「(2)生活困難な保護者と子どもの状況(子どもの生活実態調査) 子どもの生活実態調査における「生活困難度」について」を参照してください。

4 施策の展開

基本目標 1 教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないように、児童生徒の学力向上の促進や学習の機会が不足しないための各種制度や支援等の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。

また、子どもを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、より地域の実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

施策

1 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開

- (1) 義務教育段階における支援
- (2) 高校生等への支援
- (3) 地域における支援

2 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備

- (1) 経済的負担の軽減
- (2) 教育環境等の整備の支援

3 就学支援の充実

- (1) 義務教育段階における支援
- (2) 就学・進学に係る経済的負担の軽減
- (3) 特別支援教育に関する支援
- (4) 大学進学に対する教育機会の提供

4 生活困窮世帯等への学習支援

5 その他の教育支援

施策 1 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を中心として、生活困難世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。

また、子どもとその家族に対して寄り添った支援を行うために、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー等と連携した支援を実施します。

(1) 義務教育段階における支援

事業	内容	担当
困窮児童生徒の早期発見と支援体制の整備	児童生徒対象のアンケートや教育相談等を通して、困窮家庭の早期発見に努めます。また、発見した場合の校内での情報共有の仕方や、幼児教育施設や福祉関係機関との円滑な連携方法など、支援方法等の検討を行います。	学校教育課
スクールカウンセラーの活用事業	県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒及び保護者の悩みや不安、ストレスなどの緩和のための面接相談等を実施します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの活用事業	スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣し、児童生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施します。必要に応じて医療・福祉サービス等、関係機関との連携・調整を行います。	学校教育課
ステップスクール・ふじ	不登校の状態にある小中学校の児童生徒に対して、社会的に自立することを目指し、個に寄り添った相談や支援を行います。	社会教育課 (青少年相談センター)

(2) 高校生等への支援

事業	内容	担当
高校における学習・生活の支援	高等学校に通う生徒及び保護者が抱える悩みや不安、ストレスなどを緩和するために、スクールカウンセラーによる面接相談等を行います。	市立高校
ジャンプ・アップスクールふじ	富士市に在住の通信制の高校に学ぶ学生や、学習意欲を持ちながら様々な理由によって学びの場を必要とする学生たちが、お互いに励まし合いながら学習を進め、親睦を図るための学習会を行います。	社会教育課

(3) 地域における支援

事業	内容	担当
小中学校のコミュニティ・スクール化による地域連携強化事業	学校と保護者、地域住民がともに学校運営に関して協議し、地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課
地域住民ボランティアによる放課後の学習支援	小中学校の3年生のうち希望児童生徒を対象に、補充的な学習支援を行います。	学校教育課
地域住民ボランティア（ふれあい協力員）による学校生活全般の支援	小中学校の児童生徒に対して、学習場面での支援をはじめ、校外学習、学校行事、登下校時の見守り、校内の環境整備への支援を行うことで、子どもの学びや遊びの充実、子どもたちが過ごす場所の安全確保に努めます。	学校教育課

施策 2 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備

全ての子どもが安心して幼児教育を受けられるよう、就学前児童の教育環境の整備を推進します。

(1) 経済的負担の軽減

事業	内容	担当
幼児教育・保育の無償化	幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、保育ママ、事業所内保育）、企業主導型保育施設などを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもの利用料を無償化にします（無償化の上限あり）。	保育幼稚園課

(2) 教育環境等の整備の支援

事業	内容	担当
未就園児訪問	幼稚園就園年齢の子どもを、幼稚園・保育園及び認定こども園等に通わせていない家庭を訪問し、子どもの様子や家庭の状況等を把握し、入園を促したり相談に応じるなど、必要に応じた支援を行います。	こども家庭課

施策 3 就学支援の充実

義務教育段階等の子どもへの対策として、生活困難世帯に対して、子どもの生活、学習への経済的な支援等を実施します。また、児童養護施設の入所児童に対して、大学進学に関する就学支援補助を行い、均等な進学機会の提供に努めます。

(1) 義務教育段階における支援

事業	内容	担当
要保護・準要保護就学援助事業	経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助を行います。	学務課
外国人児童生徒の支援事業	小中学校に在籍している外国人児童生徒を対象に、日本語指導や学習指導、日常生活への適応指導等を行い、学校生活への円滑な適応を図ります。また、母語の保持指導や学校と保護者との連絡、相談を支援します。	学校教育課

(2) 就学・進学に係る経済的負担の軽減

事業	内容	担当
育英奨学事業	市内に在住している生徒のうち、高等学校の就学に援助が必要となる者に対して、中学校長の推薦を受けた生徒を選考して奨学金を給付します。	学務課
高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度	高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき、保護者に対して、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度の案内・周知を行うとともに、申請の受付を行います。	市立高校
看護職員修学資金貸与事業	将来市内の民間医療機関に勤務する意思を持つ看護学生を対象に、修学資金を貸与し、学校を卒業した後に、市内民間医療機関での勤務期間が貸与相当期間になった場合は返還を免除します。	保健医療課
病院事業助産師修学資金貸与事業	中央病院に助産師として勤務する意思を持つ学生に対して、助産師修学資金を貸与し、学校を卒業した後に、勤務期間が貸与期間の2倍となった場合は返還を免除します。	中央病院
中小企業等就学資金貸与補助金	中小企業等が、資格取得等にかかる修学資金を独自に貸与し、就業後は返済を免除する場合、免除に係る経費の一部を助成します。 ※対象年齢は、就職後～30歳未満とします。	企画課

(3) 特別支援教育に関する支援

事業	内容	担当
相談支援事業	特別支援が必要な子どものいる保護者等に対して、放課後等デイサービス等の福祉サービス等に関する情報提供を行うとともに、学校や市の関係機関等と連携して支援を行います。	障害福祉課
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、家庭の経済状況の困難度合により学用品費や給食費等の援助を行います。	学務課
特別支援サポート員及び特別支援教育センター専門職員の活用	特別支援学級や発達支援を要する子どもがいる通常学級に対して、サポート員を計画的に配置するとともに、特別支援教育センターの専門職員を活用するほか、各関係機関とも連携することで、きめ細かな教育的支援を行います。	学校教育課 (特別支援教育センター)
高等学校における学習・生活の支援(再掲)	高等学校において特別支援を必要とする生徒に対して、特別支援委員会を開催し、個別支援計画を作成し、計画的な支援を行います。	市立高校

(4) 大学進学に対する教育機会の提供

事業	内容	担当
民間社会福祉施設事業費補助金支給事業	就学支援補助として、児童養護施設の入所児童のうち、高校生の人数×30,000円及び大学生の人数×60,000円を補助します。	福祉総務課

施策 4 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯やひとり親家庭等の子どもの学習を支援し、経済的な理由による教育環境の不足がないように支援します。

事業	内容	担当
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業） ★拡充	生活困窮世帯の中学1・2年生には夏季休業中に、中学3年生には通年にわたり、高校進学を目的とした学習支援を行います。また、本事業に参加し、高校に進学した高校1年生には中退防止の学習支援を行います。併せて、生活上の相談や教育相談も行います。	生活支援課
発達障害児等支援（子どもの学習・生活支援事業）	生活困窮世帯で、発達障害等により、不登校や登校しぶりを抱える児童生徒に対する学習支援や教育相談を行います。	生活支援課
学習支援サポーター制度（子どもの学習・生活支援事業） ★新規	学習支援事業に参加した経験のある高校生からサポーターを募集し、『子どもの学習・生活支援事業』の行事等への協力を得るとともに、サポーターが学校や家庭における相談に応じます。	生活支援課

施策 5 その他の教育支援

子どもたちの健全な育成には基本的な生活習慣や食習慣の確立が不可欠です。そのために、市全体で食育を推進するとともに、進学等に悩みを抱えている若者を対象に相談支援を実施します。

事業	内容	担当
食育推進事業	健全な成長が求められる子どもたちをはじめ、全ての市民が心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、正しい食習慣や栄養バランスの良い食生活、共食等を推進します。	保健医療課
富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」	高等学校に進学していない、あるいは進学後に不登校等になっている子どもを対象に相談支援を行います。また、高校生年代への支援を充実していくために、中学校、高等学校との連携体制の構築を行います。	社会教育課 (青少年相談センター)

基本目標 2 生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣の確立や安定した生活を過ごすための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。

また、保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭に対して、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

さらに、子ども自身が自立した生活を送ることができるよう、就労の機会提供や情報提供等を行うとともに、就労に対する悩みや不安の解消に努めます。

施策

1 保護者の生活支援

- (1) 保護者の自立に向けた支援
- (2) 保育等の確保・支援
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (4) その他

2 子どもの生活支援

- (1) 放課後等の子どもの居場所の提供
- (2) 生活が困難な世帯等への子どもへの居場所の提供
- (3) その他

3 中学卒業後の子どもの就労支援

- (1) 就労を考えるための支援
- (2) 特別支援学校における就職支援
- (3) ニート・ひきこもりの支援

4 その他の生活支援

- (1) 住宅の支援
- (2) 養育費確保の支援

施策 1 保護者の生活支援

生活困難世帯の保護者に対して、自立に向けた相談支援や、経済的な支援等を行い、子どもが、経済的な理由により学習や日常生活に支障が及ばない環境づくりを支援します。

また、就業希望のある保護者に対して、安心して子どもを預けられる支援を充実し、保護者への負担をできるだけ軽減できるよう努めます。

さらに、誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児やその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を実施します。

(1) 保護者の自立に向けた支援

事業	内容	担当
母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等が自立していくために必要な行政施策の周知や情報提供及び生活についての助言・指導を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭生活支援講習会等事業	ひとり親家庭等を対象に、家計管理や育児及び健康管理などに関する各種生活支援講習会を開催します。	こども家庭課
ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場や機会を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行います。	こども家庭課
母子生活支援施設への入所措置	DV や生活困窮等により住居を失った母子家庭に対して、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の自立を支援します。	こども家庭課
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	生活困窮者に対して、失業や借金など根本的な課題を把握し、自ら家計を管理できるよう状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行います。	生活支援課

(2) 保育等の確保・支援

事業	内容	担当
未就園児訪問 (再掲)	幼稚園就園年齢の子どもを、幼稚園・保育園及び認定こども園等に通わせていない家庭を訪問し、子どもの様子や家庭の状況等を把握し、入園を促したり相談に応じるなど、必要に応じた支援を行います。	こども家庭課
保育園等保育料（0～2歳児）の所得に応じた負担軽減	保育園等に通う子どもがいる家庭に対して、保育園・認定こども園（0～2歳児）・小規模保育施設・事業所内保育施設・保育ママの保育料を世帯の所得に応じた額に軽減します。	保育幼稚園課
ひとり親家庭子育てサポート事業	保育園等に通う子どもがいるひとり親家庭に対して、保育園等における延長保育及び病児・病後児保育の利用料の一部を補助します。	保育幼稚園課
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯の保護者が、幼稚園・保育園等に対して支払う日用品、文具品その他必要な物品購入に関する費用等を助成します。	保育幼稚園課
多子世帯等に対する保育園保育料の負担軽減	保育園等に通う子どもがいる多子世帯や低所得者世帯を対象に、一定の保育料軽減を行います。	保育幼稚園課
幼児教育・保育の無償化 (再掲)	幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、保育ママ、事業所内保育）、企業主導型保育施設などを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもの利用料を無償化にします（無償化の上限あり）。	保育幼稚園課
幼稚園の給食事業 ★拡充	幼稚園において、子どもが健康的な暮らしを送ることができるための給食を提供します。低所得世帯には、費用助成を実施します。 ※給食実施回数は園により異なります。	保育幼稚園課
車の送迎が困難な家庭の保育園等への送迎支援	家から離れた保育園等を利用する世帯に対して、園児の送迎を支援するファミリーサポートセンター事業の活動及び減免制度の周知を図ります。	こども未来課

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援

事業	内容	担当
家庭児童相談事業	妊娠期から 18 歳未満までの子どもがいる家庭に対して、家庭児童相談室においてケースワーカーや家庭相談員が、相談支援を行います。	こども家庭課
子育て総合相談センターによる相談支援	母子健康手帳交付時等に、経済的困窮家庭を把握し、関係機関につなぐとともに、妊娠から出産、子育て期にわたるまで、その世帯の相談支援を行います。	こども未来課
母子栄養強化事業	生活保護世帯、住民税及び所得税非課税世帯の妊産婦と乳児に対して、栄養食品を支給し、健康の保持・増進を支援します。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握を行うとともに、保護者に対して子育てに関する情報提供や相談等を行います。	地域保健課
養育支援訪問事業	若年で出産し支援者がいない、母親等が育児ストレスや精神疾患を抱えている、養育状態に不安がある等の家庭に対し、安定した乳幼児の養育が可能になるよう訪問等による支援を行います。	地域保健課
乳幼児健康診査未受診者家庭訪問事業	乳幼児健康診査を受診していない家庭を訪問し、乳幼児の発育の確認を行うとともに、保護者に対して育児不安や育児困難などの相談支援を行います。	地域保健課

(4) その他

事業	内容	担当
相談事業の充実、周知	子育てに関する不安をはじめ、養育費や経済的な悩みを抱える保護者を対象にした相談事業の充実を図るため、子どもに関わる支援を行う職員の研修会を開催するとともに、市民への相談事業の周知を図ります。	こども家庭課
相談・訪問指導事業	精神的に不安定な親に対し、必要に応じて家庭訪問等を行い、障害福祉サービスの情報提供を行う等の相談支援を行います。	障害福祉課

施策 2 子どもの生活支援

生活困難世帯の子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援など、状況に応じた個別の支援を実施します。

(1) 放課後等の子どもの居場所の提供

事業	内容	担当
放課後児童健全育成事業運営委託事業	放課後帰宅しても保護者のいない子ども等を対象に育成支援を行います。また、生活保護や就学援助を受給している家庭等に減免措置を講じて受入を行う放課後児童クラブの運営団体に対し、委託料の加算を行います。	こども未来課
放課後等デイサービス事業	障害のある児童に対して、放課後や夏休み等長期休業日に、通所により生活能力向上のための療育や、社会との交流促進等の支援を継続的に行います。	障害福祉課
富士市障害児(者)日中一時支援事業	見守り等の支援が必要な障害児(者)が日中に活動できる場を確保し、家族の就労を支援するとともに、家族に対して一時的な休息時間を支援します。	障害福祉課

(2) 生活が困難な世帯等への子どもへの居場所の提供

事業	内容	担当
まちなか保健室事業補助金	NPO 法人が運営する、子どもたちの居場所となる屋内フリースペースの運営を支援することで、困難を抱える子どもやその家族の居場所の提供につなげます。	社会教育課
冒険遊び場づくり事業補助金	NPO 法人が運営する、子どもたちに外遊びの場を提供する事業を支援することで、困難を抱える子どもたちの支援につなげます。	社会教育課
富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」(再掲)	社会生活を営む上で困難を抱えているおおむね 15～39 歳までの子ども・若者を対象に、居場所事業として、農作業・パソコン・手芸・調理・スポーツなどを行います。	社会教育課 (青少年相談センター)

(3) その他

事業	内容	担当
こども食堂への支援	市内にあるこども食堂の状況を把握し、必要な情報提供や活動支援を行います。	こども家庭課 保健医療課
こども食堂交流会の開催 ★新規	市内のこども食堂の横のつながりをつくり、情報交換を行うための交流会を年 1 回開催します。	こども家庭課

施策 3 中学卒業後の子どもの就労支援

就労に悩んでいる子どもや、ひきこもりなどが続き、なかなか就労活動に結びつかない子どもや家族に対して、相談支援や講演会の開催等を行い、就労につなげます。

(1) 就労を考えるための支援

事業	内容	担当
キャリア教育支援事業	小中高等学校のキャリア教育に関連する授業のコーディネートを行います。	商業労政課
インターンシップ支援事業	企業と学生とのマッチングや企業の人材不足の解消を図るため、企業のインターンシップ及び事業所見学会に参加した学生等に補助金を交付します。 ※対象は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校のうち、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専門学校及び高等学校に在籍する学生及び生徒です。	商業労政課

(2) 特別支援学校における就職支援

事業	内容	担当
相談支援事業	特別支援が必要な子どものいる保護者等に対して、就労に関係する情報提供を行います。また、学校等と連携して、特別支援学校との就労移行支援会議を開催するなど、様々な方面から支援を行います。	障害福祉課

(3) ニート・ひきこもりの支援

事業	内容	担当
富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」（再掲）	ニートやひきこもりになっている子どもやその保護者等を対象に、相談や、就労支援、居場所づくり、家族会や若者サポーター養成講座の開催等を行います。	社会教育課 （青少年相談センター）

施策 4 その他の生活支援

生活困難世帯に対して、生活の基盤となる住宅の支援に努めます。

また、ひとり親の就労状況や親の離婚などにより、子どもの養育費が不足することのないよう、支援員の配置や相談支援を行います。

(1) 住宅の支援

事業	内容	担当
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給）	所得が一定水準以下で、離職により住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に対して、有期で家賃相当額を支給し、就職活動の支援を行います。	生活支援課
市営住宅	所得が一定水準以下で住宅に困っている生活困窮者に対して、生活の安定に寄与するため、市が国の補助を受け、安い家賃で住宅の供給を行います。	住宅政策課

(2) 養育費確保の支援

事業	内容	担当
母子・父子自立支援員による支援（再掲）	ひとり親家庭が養育費を確保するために、母子・父子自立支援員による行政施策の周知や必要な情報の提供、子どもの気持ちにも配慮した生活についての助言・指導を行います。	こども家庭課
市民相談	両親の離婚等の際に、養育費の確保を希望する親の相談を受け、必要があれば弁護士等につなぐ支援等を行います。	市民安全課

基本目標3 保護者に対する就労支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

施策

1 保護者に対する就労支援

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 育児と仕事が両立できる環境の整備
- (3) その他

施策1 保護者に対する就労支援

子育てと仕事の両立や、就職や転職を希望する保護者に対して、自立支援を含めた就労の機会の確保に努めます。

(1) 保護者の就労支援

事業	内容	担当
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親を対象に、養成機関で就職に有利な資格取得を1年以上修業する場合に、生活費の負担軽減のための支給を行います。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の就職を促進するため、市が指定する職業能力開発のための講座を受講する場合に、受講料の補助を行います。	こども家庭課
母子・父子自立支援員による支援（再掲）	行政施策の周知や必要な情報の提供、生活についての助言・指導を行います。また、職業能力の向上や求職活動に関する支援等を行います。	こども家庭課
生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）	生活困窮者に対して、自立に向けた自立支援計画を作成し、計画に沿って就労支援や家計相談など各種制度や事業につなげながら関係機関と連携し、必要な支援を行います。また、必要な場合に応じて地域への働きかけもを行います。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）★新規	すぐに就労することが困難な生活困窮者に対して、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	生活支援課

(2) 育児と仕事が両立できる環境の整備

事業	内容	担当
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) ★拡充	保護者の就労や疾病、レスパイトなどの理由で一時的に子どもの養育が困難になった場合、市内の乳児院・児童養護施設で子どもを預かります。利用料は保護者の所得に応じた金額とし、宿泊または日帰りの預かり支援を行います。	こども家庭課
ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成	ファミリーサポートセンターの依頼会員で、生活保護受給世帯または児童扶養手当受給者等を対象に、利用料の一部を助成することで保護者の就労等や育児負担の軽減を支援します。	こども未来課
車の送迎が困難な家庭の保育園等への送迎支援 (再掲)	家から離れた保育園等を利用する世帯に対して、園児の送迎を支援するファミリーサポートセンター事業の活動及び減免制度の周知を図ります。	こども未来課
保育園等保育料 (0～2歳児)の所得に応じた負担軽減 (再掲)	保育園等に通う子どもがいる家庭に対して、保育園・認定こども園(0～2歳児)・小規模保育施設・事業所内保育施設・保育ママの保育料を世帯の所得に応じた額に軽減します。	保育幼稚園課
ひとり親家庭子育てサポート事業(再掲)	保育園等に通う子どもがいるひとり親家庭に対して、保育園等における延長保育及び病児病後児保育、日曜保育の利用料の一部を補助します。	保育幼稚園課
実費徴収に係る補足給付事業(再掲)	生活保護世帯の保護者が、幼稚園・保育園等に対して支払う日用品、文具品その他必要な物品購入に関する費用等を助成します。	保育幼稚園課
多子世帯等に対する保育園保育料の負担軽減(再掲)	保育園等に通う子どもがいる多子世帯や低所得者世帯を対象に、一定の保育料軽減を行います。	保育幼稚園課
幼児教育・保育の無償化 (再掲)	幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育事業(小規模保育、保育ママ、事業所内保育)、企業主導型保育施設などを利用する3～5歳児の子どもの利用料を無償化にします(無償化には上限あり)。 ※住民税非課税世帯の0～2歳児についても同様とします。	保育幼稚園課
幼稚園の給食事業 ★拡充(再掲)	幼稚園において、子どもが健康的な暮らしを送ることができるための給食を提供します。非課税世帯には、費用助成を実施します。 ※給食実施回数は園により異なります。	保育幼稚園課
一時預かり事業 ★拡充	保育園、認定こども園、小規模保育施設に通っていない児童を一時的に預かる事業について、利用料減免の対象を生活保護受給世帯から非課税世帯で、保育要件のある世帯に拡充します。	保育幼稚園課
地域型保育事業	0～2歳児までの保育を必要とする子どもを対象に、少人数で保育を行います。	保育幼稚園課
認可外保育施設運営費補助	認可外保育施設における円滑な運営及び児童の処遇改善を図る補助を行います。	保育幼稚園課

事業	内容	担当
病児保育事業 ★拡充	保護者が勤務先の都合により家庭保育ができない病気の児童を預かる事業について、利用料減免の対象を生活保護受給世帯から非課税世帯で、保育要件のある世帯に拡充します。	保育幼稚園課
マザーズコーナー（国の機関との連携事業）	本市が行う生活・就労相談等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、生活上の問題を抱えた求職者等の生活の安定及び就職の促進を図ります。	商業労政課

（３）その他

事業	内容	担当
母子家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講する場合の受講費用の一部を支給します。	こども家庭課
ユニバーサル就労推進事業	様々な理由により働きたくても働くことができない状態の人を対象に、その人の個性や意欲に応じた就労ができるように、オーダーメイドの支援を行います。	生活支援課

基本目標4 経済的支援

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

施策

1 経済的支援

- (1) 生活に困窮している世帯への経済的支援
- (2) 医療費負担への経済的支援
- (3) ひとり親家庭への経済的支援
- (4) その他

施策1 経済的支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、安定した生活が送れるよう支援を実施します。

(1) 生活に困窮している世帯への経済的支援

事業	内容	担当
生活保護	就労、預金や資産、他の社会保障制度による給付、扶養義務者による援助など、あらゆる手段を活用してもなお、国が定めた保護基準（最低生活費の基準）より、収入が下回る世帯に対して、生活保護による扶助を行います。	生活支援課
助産施設への入所措置	生活保護世帯等出産一時金が支出されない家庭の妊婦を助産施設（富士市立中央病院）へ入所措置し、安全に出産できる環境を支援し、入院にかかる費用を負担します。	こども家庭課
粉ミルク・紙おむつの支給	一時的に生活が困窮している乳幼児がいる家庭を対象に、乳幼児用の粉ミルクや紙おむつを支給します。	こども家庭課
学用品等支給事業 ★新規	経済的な理由などから、学用品等を用意できなかった家庭を対象に、小中学校において必要な学用品等を支給します。	こども家庭課
高校等進学費用に関する 相談・周知事業	高校等に進学を希望する子どもとその保護者に対して、必要な進学費用に関する情報提供や相談の受付、奨学金や貸付制度等の周知を行います。	こども家庭課 生活支援課 学校教育課
要保護・準要保護就学援助事業（再掲）	経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助を行います。	学務課
育英奨学事業 （再掲）	市内に在住している子どものうち、高等学校の就学に援助が必要となる世帯に対して、中学校長の推薦を受けた生徒を選考して奨学金を給付します。	学務課
特別支援教育就学奨励 費補助金	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、家庭の経済状況に応じて、学用品費や給食費等の援助を行います。	学務課

事業	内容	担当
高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度（再掲）	高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき、保護者に対して、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度の案内・周知を行うとともに、申請の受付を行います。	市立高校

（２）医療費負担への経済的支援

事業	内容	担当
子ども医療費助成制度の実施	18歳の年度末までの子どもの医療費を助成します。通院は月に4回まで自己負担500円で行い、5回目以降は自己負担することなく、入院は食事療養費を含めて自己負担はありません。	子ども家庭課

（３）ひとり親家庭への経済的支援

事業	内容	担当
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭、両親のいない家庭、保護者のどちらかが障害を持っている家庭のうち、支給要件を満たす人を対象に、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
母子家庭等医療費助成制度の実施	ひとり親家庭、両親のいない家庭、保護者のどちらかが障害を持っている家庭で、所得税非課税世帯を対象に医療費の助成を行います。	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の活用の周知	県の事業である母子父子寡婦福祉資金（高等学校または大学等の進学にかかる費用を貸し付ける制度）について、広報等を通じて母子等家庭へ周知し、申請の受付を行います。	子ども家庭課
母子家庭等児童入学祝金の支給	ひとり親家庭、両親のいない家庭、保護者のどちらかが障害を持っている家庭で、小中学校に入学する児童生徒のいる家庭を対象に、祝金を支給します。	子ども家庭課
寡婦控除みなし適用制度	所得金額に応じて利用料金等が決定するサービスについて、婚姻歴のないひとり親家庭についても、税法上の寡婦控除が適用されるとみなし、利用料金等を決定することで経済的負担の軽減を支援します。	子ども家庭課 保育幼稚園課 障害福祉課 住宅政策課

（４）その他

事業	内容	担当
児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している家庭を対象に手当を支給します。	子ども家庭課
幼児教育・保育の無償化（再掲）	幼稚園・保育園・認定子ども園、地域型保育事業（小規模保育、保育ママ、事業所内保育）、企業主導型保育施設などを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもを利用料を無償化にします（無償化の上限あり）。	保育幼稚園課
中小企業等奨学金返還支援補助金	従業員の奨学金返還を支援する中小企業等に対し、奨学金返還支援に要した経費の一部を助成します。	企画課

基本目標5 支援体制の整備

生活困難な家庭は一見ただけでは把握が困難であり、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあることから、適切な支援に結びつかないことも多くあります。そのため、保育・教育機関をはじめ、地域や専門的機関など、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

施策

1 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

施策 1 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

複合的な課題を抱える生活困難世帯の保護者と子どもに対して、的確な支援を行うために、各種関係機関と連携し、様々な相談を受ける窓口の拡充や、相談内容を的確につなげていくためのネットワークの構築を推進します。

事業	内容	担当
SNS を活用した相談体制及び支援体制の周知 ★新規	市役所の相談窓口や、市内の各施設で行っている相談支援サービス、地域の相談支援員など、様々な相談体制を広く市民に周知するために SNS の活用等を行います。	こども家庭課
周知方法の見直しやコーディネート機能の充実	関係機関に対して、子育てに関する制度やサービスをはじめ、子育て世帯を対象とした各種支援を周知する方法を見直すとともに、対象と支援を適切につなげたり、関係機関同士が連携しやすくなるためのコーディネート機能を充実させます。	こども家庭課
子どもの未来サポートプラン推進委員会の設置 ★新規	『富士市子どもの未来サポートプラン』の推進及び支援に関わる意見聴取及び関係機関との連携を図るため、子どもの未来サポートプラン推進委員会を設置し、計画の進行管理を行います。	こども家庭課
こどもの虐待防止研修会	保育士や幼稚園教諭、小中学校の教員等を対象に、貧困が虐待に結びつく可能性が高いことを理解し、対象者に対してどのように支援をしていったらよいかを学ぶ機会を設けます。	こども家庭課
ガイドブックの作成 ★新規	子どものサポート事業を広く市民に周知・啓発することを目的として、子どもの支援に関するガイドブックを作成し、関係機関や市民に配布します。	こども家庭課
相談事業の充実、周知 (再掲)	子育てに関する不安をはじめ、養育費や経済的な悩みを抱える保護者を対象にした相談事業の充実を図るため、子どもに関わる支援を行う職員の研修会を開催するとともに、市民への相談事業の周知を図ります。	こども家庭課

事業	内容	担当
生活困窮者自立支援連絡会議の設置	生活困窮者の自立を支援する関係機関、団体等の連携を強化するために連絡会議を設置し、包括的な支援を実施するための支援調整会議を開催します。	生活支援課
障害児(者)相談支援事業	市が委託した相談支援事業所及び障害福祉課において、障害児(者)等の福祉に関する相談支援を行うとともに、対象者にとって必要かつ適切なサービスの利用につなげます。	障害福祉課
包括的な支援体制の整備	生活が困窮している家庭を発見したときに、こども家庭課に迅速につなげるよう、学校や関係機関、民生委員児童委員との連携を強化するなど、包括的な支援体制を整備します。	福祉総務課 生活支援課 学校教育課 こども家庭課
子どもが一目でわかる支援情報の発信	子どもが苦しいときやつらいときに、子ども自身が周囲にSOSを出すことができるよう、子どもが一目でわかるような相談機関案内リーフレット「ひとりで悩まないで」を各学校に備えます。	学校教育課

●支援団体等との連携

事業	内容	担当
食料支援事業 (フードバンク事業)	生活困窮により食料が購入できない世帯に対して、NPO 法人が実施するフードバンク事業を活用します。	生活支援課
地域見守り事業 ★新規	包括連携協定を結んだ民間事業所と協力し、店舗等に訪れる子どもを見守ってもらい、心配な状況がある場合には、市へ通報してもらい地域の見守り体制を構築します。	企画課 こども家庭課
社会福祉協議会との連携	生活困窮家庭やひとり親家庭等に対して、市の関係課と社会福祉協議会が連携して支援を行います。	福祉総務課 生活支援課 障害福祉課 こども家庭課 学務課
自動車免許取得補助事業	生活保護世帯等の子どもが、普通自動車免許を取得する際に、富士自動車学校が取得費用を補助し、免許取得を支援するとともに就労フォローも実施します。	生活支援課

●社会福祉協議会の事業

事業	内容	市連携担当
低所得世帯入学支度費支給事業	民生委員児童委員の調査のもと、市内に在住する低所得世帯を把握し、家族の中で次年度、小中学校に入学する児童生徒がいる世帯に対して、入学支度費を支給します。	生活支援課
低所得世帯修学旅行支度費支給事業	要保護・準要保護と認定された低所得世帯の児童生徒に対して、修学旅行支度費を支給します。	生活支援課 学務課
生活福祉資金(総合支援資金)貸付事業	突発的な出費等により生活維持が困難となった世帯に対して、生活再建までの生活費等を貸付し、自立に向けた取組を支援します。	生活支援課

事業	内容	市連携担当
生活福祉資金(教育支援資金)貸付事業	<p>学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対して、高等学校や大学等への入学に必要な費用・在学中に必要な費用を貸付し就学を支援します。</p> <p>ただし、他制度による貸付等が利用可能な場合には、他制度（例えば、育英奨学金やひとり親家庭ならば母子寡婦福祉資金）が優先となります。</p>	生活支援課 こども家庭課
こども食堂への支援・相談	こども食堂を運営するボランティア団体等に対して、その運営にかかる経費の補助や立ち上げ支援を行います。	こども家庭課
歳末たすけあい運動	民生委員児童委員の調査による富士市に在住する低所得世帯に対して 12 月に歳末支援金（低所得世帯の中で、認知症、寝たきり、障害児(者)、両親のいない児童がいる場合は、歳末支援金を加算して支給）を支給します。	福祉総務課 生活支援課 障害福祉課 こども家庭課 高齢者支援課

子どもの成長ステージに即した支援

子どもへの支援	就学前	小学生	中学生	高校生世代
教育・学習	未就園児訪問	地域住民ボランティアによる学習支援 地域住民ボランティア（ふれあい協力員）による学校生活全般の支援 特別支援サポート員及び特別支援教育センター専門職員の配置 外国人児童生徒の支援事業	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）、学習支援サポーター制度 食育 発達障害児等学習支援	ジャンプ・アップスクールふじ 育英奨学事業 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度
相談		スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー ステップスクール・ふじ（青少年相談センター）		富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」
進学・就労			キャリア教育支援事業	インターンシップ支援事業 看護職員修学資金貸与事業 病院事業助産師修学資金貸与事業 中小企業等就学資金貸与補助金
保護者への支援	妊娠・出産期	子育て期		
健康	母子栄養強化事業	養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問事業		
相談・居場所		生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業） 母子・父子自立支援員による支援、ひとり親家庭生活支援講習会等事業、ひとり親家庭情報交換事業、市民相談 家庭児童相談事業、子育て総合相談センターによる相談支援、障害福祉にかかる相談事業 子ども食堂への支援、子ども食堂交流会の開催、まちなか保健室事業補助金、冒険遊び場づくり事業補助金 放課後等デイサービス事業 放課後児童健全育成事業		
経済	保育園等保育料（0～2歳）の所得に応じた負担軽減 ひとり親家庭子育てサポート事業 多子世帯等に対する保育園保育料の負担軽減	要保護・準要保護就学援助、特別支援教育就学奨励事業 母子家庭等児童入学祝金の給付 子ども医療費助成制度の実施、母子家庭等医療費助成制度の実施 市営住宅		
就労		ユニバーサル就労、生活困窮者自立支援事業（就労支援事業、就労準備支援事業、住宅確保給付金）、マザーズコーナー 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、母子家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成、一時預かり事業、病児保育事業		

第4章

計画の推進

1 推進体制

(1) 子どもの未来サポートプラン推進委員会

本計画を推進する施策・事業は多岐にわたっており、子どもの成長・発達段階に応じた包括的・継続的な支援を効果的に行っていくためには、各分野や所属間の連携が必要です。

市では、平成27年度より庁内組織「子どもの貧困対策検討委員会」を設置し、子どもの貧困に関する実態の把握や施策の検討などを行ってきました。

本計画策定後は、庁内に新たに設置する「子どもの未来サポートプラン推進委員会」において、計画の進行管理、関連施策・事業の内容や取組状況及び課題等を共有しながら、分野横断的な施策の展開を目指します。

(2) 富士市子ども・子育て会議

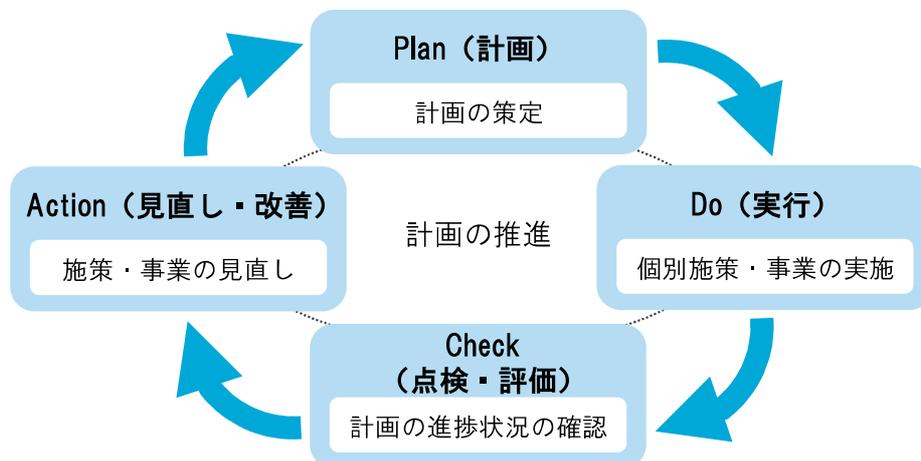
本市では、子ども・子育て関連施策について審議する「富士市子ども・子育て会議」において、子どもの貧困対策に関する事項について審議することとしています。

本計画の推進にあたっては、会議を構成する関係機関や団体及び市民の代表者等の意見を踏まえながら取り組むとともに、連携・協力体制を構築し、地域課題に即した効果的な取組を推進します。

2 進行管理

毎年1回、施策・事業及び各指標の実施状況について担当課から報告を受け、「子どもの未来サポートプラン推進委員会」においてPDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）〕の理念を活用し、計画の着実な推進と評価を行い、新たな市民ニーズや課題に対応できるよう必要に応じて見直し・改善を図ります。

また、計画内容が拡充された事業、新規に取り組む事業等について、各課で情報共有を行うとともに、市のウェブサイトに掲載し、広く市民の皆様へ周知していきます。



資料編

1

富士市子どもの貧困対策計画策定委員会 設置要領

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策計画(以下「計画」という。)を策定するため、富士市子どもの貧困対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、子どもの貧困対策について必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は福祉こども部長、副委員長はこども家庭課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる委員をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を総括し、必要に応じて委員会を開催する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を依頼し、出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部こども家庭課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

福祉こども部福祉総務課長
福祉こども部生活支援課長
福祉こども部障害福祉課長
福祉こども部こども未来課長
福祉こども部保育幼稚園課長
福祉こども部こども家庭課長
保健部保健医療課長
保健部地域保健課長
都市整備部住宅政策課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会学務課長
教育委員会社会教育課長

2

富士市子どもの貧困対策検討委員会 設置要領

(設置)

第1条 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困に関する調査、その対策に関する検討を行うため、富士市子どもの貧困対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行うものとする。

- (1) 子どもの貧困に関する実態の把握に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に関する施策の検討に関すること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、子どもの貧困について必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長はこども家庭課長、副委員長はこども家庭課児童家庭担当統括主幹または主幹をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる所属からの代表者をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を総括し、必要に応じて委員会を開催する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を依頼し、出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部こども家庭課で処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	市民協働課
福祉こども部	福祉総務課、生活支援課、障害福祉課、こども未来課、保育幼稚園課、こども家庭課
保健部	保健医療課、地域保健課
都市整備部	住宅政策課
教育委員会	学校教育課、学務課、社会教育課

No.	所 属	策定委員会		検討委員会	
		職 名	氏 名	職 名	氏 名
1	福祉こども部	部長	伊東 美加 (委員長)		
2	福祉こども部 福祉総務課	課長	春山 辰巳	主幹	西原 徹治
3	福祉こども部 生活支援課	課長	白川 安俊	主幹	荒谷 隆治
4	福祉こども部 障害福祉課	課長	小川 洋二郎	上席主事	大島 康之
5	福祉こども部 こども未来課	課長	本多 直人	統括主幹	清 達也
6	福祉こども部 保育幼稚園課	課長	田代 鶴記	統括主幹	小山 直樹
7	福祉こども部 こども家庭課	課長	沓澤 真弓 (副委員長)	統括主幹	最上 敏和
8	保健部 保健医療課	課長	稲葉 忍	室長	岩間 美和子
9	保健部 地域保健課	課長	成宮 ルミ	統括主幹	水野 澄子
10	都市整備部 住宅政策課	課長	長橋 良知	主幹	小川 直樹
11	教育委員会 学校教育課	課長	太田 桂	指導主事	小泉 京子
12	教育委員会 学務課	課長	影島 統子	統括主幹	山崎 克哉
13	教育委員会 社会教育課	課長	押見 賢二	主幹	増田 康彦
				主幹	篠原 将之

事務局	福祉こども部 こども家庭課	課長	沓澤 真弓	検討委員会 委員長
	福祉こども部 こども家庭課	主幹	川島 理香	検討委員会 副委員長
	福祉こども部 こども家庭課	上席主事	丸山 彰洋	
	福祉こども部 こども家庭課	嘱託職員	渡辺 長夫	

(設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、本市が子どもの貧困対策計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、有識者等の意見を聴取し、計画に反映させるため、富士市子ども未来サポート懇話会（以下「未来サポート懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 未来サポート懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市の子どもの貧困対策計画に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 本市の子どもの貧困対策計画に関し、本市が重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策計画に係る必要な事項。

(組織)

第3条 未来サポート懇話会は、構成員13人以内をもって組織する。

2 構成員は、別表に掲げる者とする。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、第1回未来サポート懇話会開催日から計画策定業務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 未来サポート懇話会に、会長及び副会長を、各1人置く。

- 2 会長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、未来サポート懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 未来サポート懇話会は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第8条 未来サポート懇話会の外部委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第9条 未来サポート懇話会の庶務は、福祉こども部こども家庭課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、未来サポート懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者等

富士市民生委員児童委員協議会から推薦を受けた者

富士市社会福祉協議会から推薦を受けた者

富士市民間社会福祉連絡会児童部会から推薦を受けた者

こども食堂の運営者

青少年問題関係者

雇用対策関係者

富士市単親家庭の会から推薦を受けた者

市立保育園園長会から推薦を受けた者

校長会（小学校部）から推薦を受けた者

校長会（中学校部）から推薦を受けた者

公募市民

5

富士市子どもの未来サポート懇話会 構成員名簿

No.	氏名	団体名・役職
1	白井 千晶	静岡大学
2	中山 剛	富士市民間社会福祉施設連絡会児童部会
3	神尾 秀彦	富士市社会福祉協議会
4	内野 清三	富士市民生委員児童委員協議会
5	望月 秀一	富士市校長会（小学校部）
6	前原 一徳	富士市校長会（中学校部）
7	高木 元美	富士市公立保育園園長会
8	内田 克人	富士公共職業安定所
9	渡邊 慈子	NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡
10	大庭 あゆみ	こども食堂富士見台
11	北川 典子	富士市単親家庭の会
12	安藤 真由美	公募委員
13	酒向 真奈美	公募委員

6 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文

部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<ア行>

□インターンシップ

学生等が企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した実習・研修的な就業体験を行う制度。

<カ行>

□家庭相談員

都道府県又は市町村が設置する福祉事務所において、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉に関する相談業務に従事する者。

□家庭的保育

研修を受けた保育士や育児経験者(いわゆる保育ママ)が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う。

□企業主導型保育施設

企業が自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。複数の企業が共同で設置し利用することができ、地域の子どもを受け入れることもできる。

□キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

□国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施。

□子どもの貧困率

相対的貧困率(71 ページ)を参照のこと。

□こども食堂

平成 24 年頃に民間団体がはじめて実施したことをきっかけに、主に子どもや親子に無料または安価で食事を提供する場。一人きりで食事をすることが多い子どもたちへの支援をはじめ、放課後の居場所や学習の場としての活用、高齢者や障害のある人も含む、地域の交流の場として、全国的に広がっている。

□コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校づくりを進める学校運営協議会制度。

<サ行>

里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭(里親)に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。なお、里親等とは、里親及びファミリーホームのことを指す。

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

事業所内保育事業

民間事業所の認可保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。

小規模保育

比較的小規模で保育ママ(家庭的保育)に近い雰囲気の下で実施するきめ細かな保育。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした生活困窮者自立支援法に基づく事業。市が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、**一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得**(世帯の可処分所得<収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)**しか得ていない者の割合**をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。また、「子どもの貧困率」とは、子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

<タ行>

待機児童

希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

地域型保育事業

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす事業所を市が認可する保育事業。主に0～2歳児が対象となり、少人数の単位で保育を行う。小規模型保育、保育ママ(家庭的保育)、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

トワイライトステイ

保護者等が残業や休日の仕事などで子どもの養育が困難な場合に、夕方から夜間、休日に子どもを預かる事業。

<ナ行>

乳幼児健康診査

母子保健法に規定されており、市町村長に当該地域に居住する1歳6か月及び3歳児に対して、健康診査を実施すること、および、妊産婦、乳児、幼児に必要な応じて健診を実施することが義務づけられている。医師、保健師、栄養士などにより、子どもの発育・発達の確認や養育に関する助言などが行われている。

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

<ハ行>

ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る(小規模住居型児童養育事業)。

フードバンク

包装の痛みなどで品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄付を受け、生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体。

ふれあい協力員

地域の人々の教育力を生かし、学校・家庭・地域社会とが連携する中で、子どもの学びや遊びを支援したり、学校や地域における子どもの安全を守ったりなど、地域ぐるみで豊かな心をもったたくましい子どもを育てていこうとする者。市内の全小・中学校で実施している。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたち(小学1～6年生の児童)を対象に、専用施設や学校の空き教室などで放課後、健全に充実した生活を送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業(いわゆる学童保育)。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき県内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

<ヤ行>

要保護・準要保護就学援助制度

学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の支給などの援助を行う制度。

<ワ行>

若者相談窓口「ココ☆カラ」

ニート・引きこもりなどの悩みを抱えた若者の相談窓口。「働きたいけど自信がない」「コミュニケーションが苦手で社会に出るのが怖い」「学校に行くことができない」などの悩みについて、相談員と一緒に考える相談窓口。

富士市子どもの未来サポートプラン

令和2年3月

発行・編集 富士市福祉こども部こども家庭課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話：0545-55-2763 FAX：0545-51-0247

富士市子どもの未来サポートプラン

令和2年3月

発行・編集 富士市福祉こども部こども家庭課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話：0545-55-2763 FAX：0545-51-0247